

平成26年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	平成26年3月14日																																																
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																																
開 会 （ 開 議 ）	3月14日午前9時0分宣告（第4日）																																																
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 繁 田 智 子</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎	1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																																				
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																																																
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																																																
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																																																
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																																																
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎																																																
1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫																																																
欠 席 議 員	な し																																																
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 参 事</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>末 永 潤 子</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>堀 川 能 典</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 主 幹</td> <td>竹 吉 一 人</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至	教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容	政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀	政 策 推 進 課 主 幹	浦 井 久 嘉	住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓	健 康 保 険 課 主 幹	末 永 潤 子	福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘	福 祉 課 主 幹	堀 川 能 典	都 市 建 設 課 主 幹	山 崎 孔 史	都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人
町 長	岩 崎 万 勉																																																
副 町 長	山 中 淳 史																																																
教 育 長	森 井 惠 治																																																
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																																																
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																																																
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																																																
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																																																
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																																																
税 務 課 長	経 堂 裕 士																																																
住 民 生 活 課 長	城 光 良																																																
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																																																
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																																																
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																																																
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																																																
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																																																
教 育 委 員 会 総 務 課 参 事	松 村 嘉 容																																																
政 策 推 進 課 主 幹	巳 波 規 秀																																																
政 策 推 進 課 主 幹	浦 井 久 嘉																																																
住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓																																																
健 康 保 険 課 主 幹	末 永 潤 子																																																
福 祉 課 主 幹	今 田 良 弘																																																
福 祉 課 主 幹	堀 川 能 典																																																
都 市 建 設 課 主 幹	山 崎 孔 史																																																
都 市 建 設 課 主 幹	竹 吉 一 人																																																

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 任	西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成26年第1回(3月)
平群町議会定例会議事日程(第4号)

平成26年3月14日(金)
午前9時開議

日程第1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	6 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親世帯への教育資金助成制度の復活を 2 非婚のひとり親に「みなし寡婦控除」適用を 3 新婚世帯と未就学児世帯の賃貸家賃に補助を
8	1 番	井戸 太郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 7000万円かけて行う定住者促進政策は人口増加につながらないのでやめてほしい 2 より多くの方に見守りの協力してもらうため、小学生の下校時に町内放送を流してはどうか 3 平群道の駅にRVパークの併設を
9	5 番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護世帯への指定ごみ袋の支給について 2 包括支援センターの委託問題について
10	11 番	繁田 智子	<ol style="list-style-type: none"> 1 空き家の有効活用について 2 安心のまちづくり 3 地域包括支援センターを直営で

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日御苦労さまです。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、きのう6名の議員の一般質問が終わっております。本日は4名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○6 番

おはようございます。今回、通告に基づきまして、大きく3点質問させていただきます。

まず1点目は、ひとり親世帯への教育資金助成制度の復活をということで出しております。

アベノミクスで国内の景気がよくなったかのような風潮になっていますが、庶民の暮らしは、決まって支給する給与、これが昨年12月まで19カ月連続で前年同月比を下回る、これは厚生労働省2月18日発表の勤労統計調査でありますけれども、こういう状況の中です、引き続き厳しい状況にある。特にひとり親家庭の平成23年度の平均収入は、厚労省の調査では、母子世帯が223万円で全世帯平均の47%、児童のいる世帯の38%にとどまるなど、厳しい生活実態に置かれています。父子世帯も平均収入は380万円と低額です。また、母子、父子ともその1割が生活保護を受給しています。このような中、この4月からの消費税増税が庶民の暮らしを直撃します。所得の低いひとり親世帯にとってはより一層暮らしが脅かされることとなります。これを少しでも和らげることこそが、住民に密着した自治体の役割だと考えます。

そこで、平成19年度まで平群町が独自で実施していた、当時の母子家庭教育資金助成制度、今後は父子もあわせてひとり親ということになりますが、ひとり親世帯への教育助成制度を復活すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

ちなみに、平成19年度まで実施していたときの経費は、母子家庭の小中学

生1人に月2,500円の助成で、19年度にこの制度を受けていたのは80世帯120人の子どもで、年間経費は360万円でした。現在、町内のひとり親世帯数ははっきりしませんが、福祉医療を受給している世帯は131世帯で194人です。この人数で2,500円なら、必要経費は年間582万円になります。

2点目は、非婚ひとり親にみなし寡婦控除適用をということで出しております。結婚歴のあるひとり親は、所得税法上の寡婦控除が受けられますが、結婚歴のない非婚の場合は寡婦控除が受けられないのはおかしい、このような声が広がり、非婚のひとり親にも寡婦控除が適用されるとみなして、保育料の減免を進める自治体が増えています。これを出してから聞いたことですが、平群町でもやっておられるということなのですが、そのほかのことでも一部質問したいこともありますので、そのまま質問させていただきます。

この非婚のひとり親にも寡婦控除の適用を求める世論が広がるきっかけとなったのは、昨年9月4日、最高裁大法廷の決定です。法律上結婚していない男女間に生まれた子どもの遺産相続分について、結婚している男女の子の半分とする民法は憲法に違反すると判断しました。これは父母が婚姻関係になかったという、子どもにとってはみずから選択する余地のない事柄を理由として、その子に不利益を及ぼすことは許されない、そういう趣旨からです。昨年12月には、この最高裁の決定を受けて民法が改正され、相続差別は解消されました。

このように、非婚のひとり親を差別する根拠は失われました。当然、所得税法の寡婦控除を非婚のひとり親にも適用すべきです。この問題は国会で法改正すべきことですが、自治体としても、法改正を待つのではなく、寡婦控除を受けられないことで不利益を受けないように、寡婦控除が適用されるとみなして、保育料や国保税、国保税は関係しないということになりますけれども、その他も含めて減免をすべきだと考えます。

平群町でもこの適用を現にいまはしていますが、その中でもきちっとやられているのかどうか、その点も精査してですね、きちっとしたやり方をすることによって、町長の見解を伺います。

また、このことについて、現在、対象者の有無、おられれば人数についても明らかにしてください。

3点目は、新婚世帯と未就学児世帯の賃貸家賃に補助をということで出しています。4月から、50歳以下で新規住宅購入者を対象にした固定資産税分を交付する定住促進施策が平群町でも実施されます。

定住促進については、私も含め各議員が一般質問等で取り上げてきたことでもあり、これはこれで喜ばしいことだと思います。しかし、若い世帯は結婚後

すぐに一戸建て住宅を購入することにはなりにくく、一旦は賃貸に入居し、その後持ち家という順序になることが一般的です。住宅購入者への固定資産税分交付だけでは、定住施策としては余りにも弱過ぎます。若い世帯をターゲットにした定住を促進しようとするのであれば、以前から山田議員が主張してきた新婚世帯への家賃補助と今回の固定資産税分の還元を連動させることが、より効果を上げるものと考えます。若い世帯の町内への呼び込みは、まず結婚後すぐに町内に住んでもらうことが重要になります。新婚や若い世帯は、その町の子育て支援策や便利のよさなどを参考に住む場所を選択しますから、それに応えた施策が求められます。

平群町では医療費無料化は高校1年生まで、この4月から拡充されますが、これに賃貸住宅家賃補助を加えれば、結婚後最初の居住地としての魅力が大きくアップします。4月からの固定資産税分還元の定住施策をより効果的にするためにも、新婚世帯と未就学児世帯に家賃補助を早急に実施することが求められます。町長の見解をお伺いします。

以上、3点について、明確な答弁よろしくお願いたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まず、1点目のひとり親世帯への教育資金助成制度の復活ということでございます。行財政改革大綱に基づき、平成17年4月より段階的に児童教育資金も減額、廃止となりました。このときに、個人給付について多くが廃止をされました。反面、児童手当、これは年齢、金額等の拡充も含めてされ、当町もひとり親対策として県と連携をし、就業相談、支援バンク、各種講習会、自立支援の教育訓練給付費、また、保育園の優先入園、日常生活支援事業などを実施することで、自立のための施策、相談事業や就職支援の充実を行ってきたところですが、現状では、議員御指摘の教育資金助成制度の復活は困難というふう考えております。

○議長

山口君。

○6番

あっさりとした答弁で、わかりやすいんですが、なぜいまこれを出すかというね、町長、この間、高校1年までの医療費無料化、先ほども言いましたけれども、子育て、町長就任からずっとですね、子どもの歓声がとこうおっしゃるけれども、私たちは子どもの歓声どころか、子どもの泣き声というか悲鳴というかという施策が多かったんですね。最近になっていろんな要望も受けられ

てですね、特に住民の署名運動や議会の強い圧力の中で、高校1年まで、まだこれからですけれども、実施されてきたと。そのことも含めてですね、子どもの、何か最近こういう特集に出されてるみたいですが、子どもの育成に尽力するって、相当、だから子育てには力を入れようという姿勢だというふうに思うんです。そうであればですね、一番弱いところに、そこを援助するっていうのが私は最も大事なことだというふうに思ってるんです。だから、子どもの医療費についてもですね、高校1年まで拡充する。また、新しく、50歳以下という幅はありますけれども、その人たち、新しく来た人に固定資産税分を3年間交付するというような定住施策をされるんだと思うんですが、後からの分もそうですけれども、特にひとり親については、先ほども言いましたように非常に厳しい実態がある。

3日ほど前でしたかね、NHKでも取り上げていました。もちろん、生活が厳しい子育て世帯については就学援助という制度もあるわけですが、就学援助を受けていても、小中学生、義務教育の子どもを持つひとり親にとっては、ひとり親だけじゃないですけど、年間、それ以外に学校教育に対して10万円程度のお金がかかると、そういう実態がNHKで放送されていました。

私も細かく調べたわけではありませんが、その辺を見るならですね、せめてですね、以前2,500円で当時は年間360万円でしたけれども、平群町の財政規模から言えばそんな大きくないお金ですし、この間の町長のいま、子ども・子育てに対する姿勢から考えればですね、まず最初に、財政が大変だと言って切り捨てた福祉の中でも、この一番弱い部分に対して復活させるべきではないか、このように私は思うんですが、これについてはね、政策的な問題ですから、町長、できないならできないってもうはっきり言ってもらったら、それで済みますので、どのように考えておられるのか、答弁いただけますか。

○議長

はい、町長。

○町長

これは平成20年から廃止させていただいた分だと思います。私も議員御指摘のとおり、やっぱり子育てとか、あるいは子どもの教育に力を入れていくべきだというふうに思っております。そういうことで、いまおっしゃられたとおり、高校1年までの医療費の無料化、あるいはまた定住促進施策ということでやっております。

そしてさらにですね、本当に生活の困窮されている方に対しまして、要保護あるいは準要保護の家庭に対しましてはですね、就学支援と言いまして、給食費あるいは学童保育料、それから学用品もあったと思います。修学旅行の支援

もあったと思いますが、そういったことは引き続いてやらせていただいているということでございまして、なかなかあれもこれもといかない。いまだに財政自体が、財政基盤が非常に脆弱でございまして、黒字になつるとはいえ、本当に綱渡りの財政運営をやっている中で、新たなことにつきましてはなかなか難しい現状でございます。そういうことを御理解いただきまして、この御提案に関しましては、当面なかなか難しいなというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

山口君。

○6 番

できないという答弁です。まあまあそうだというふうに思います。ただ、その上で一言言わせていただきますけれども、就学援助についてはさっきも言いましたようにね、もちろんそれがなかったらもっと大変なことになるわけですが、もともとですね、やっぱり子どもたちの文房具代ぐらいいは何とかということで始まった制度だというふうに、私が議員になる前からやってたみたいですので、そのように聞いているんですけども、やっぱりそういう目配り、一番大変なところに目配りするっていうのが私は大事なことだというふうに思うんです。

さっきもちょっと出しましたけども、高校1年までの医療費無料化、実施されて、町長、こういうふうにインタビューに答えてはりますけどね、地元のお母さんたちからは、万勉さん、ええことやってくれたなと喜んでもらえ、うれしかったですよ。本当なら、署名が5,000集まったときに、高校1年までは無理にしたって、拡充ができたんですが、ぎりぎり町長の最後の決断でこういうふうになったわけですから、その点は評価します。こういうふうに喜ばれてうれしかったっていう。じゃあ、この間切り捨ててきたそういう福祉についてですね、一つ一つちょっとずつ戻していくという、そういう計画をね、今後きちんとつくっていただきたい。医療費の分については、戻すというよりも、これまでよりずっと進めたわけですから、それはそれで評価されるべきだと思いますし、町長ここにインタビューで答えておられるようにですね、褒めてもらえてうれしかった、それはそのとおりだと思います。そうであれば特に、私はさっきも言いましたように、一番弱いところについてですね、これは前もともとあったわけですから。

特に平群町の場合は、もともと子育て先進と言われながら、それがそうでなくなると、そのことが直接原因かどうかは別にして、人口も減っていく。全体的にそのことで税収も減る。こういう悪循環に陥っているわけですから、ほかに

ないいいものをする、ほかにはない目立つことをするということが平群町にとってもですね、平群町の魅力や平群町のイメージアップ、そういうもんにつながってですね、結局最終的には好循環のほうに私は持っていけると思うんです。医療費の拡充もその一つですし、こういう金額は大きくないけれども、そういう本当にふだんほかの自治体が目の届かないようなところを、平群町としてやるのがね、そっちのほうは私は、そのことが非常に好感度を上げると思いますので。

いまの答弁で、いまの時点では結構ですけれども、またいずれする機会があると思いますので、この点についてはしっかりともう一度検討していただいでですね、やっていく方向にさせていただきたいということはお願ひしておきます。

1 問目はこれで結構です。

○議 長

2 点目の答弁。はい、福祉課長。

○福祉課長

2 点目の非婚のひとり親にみなし寡婦控除の適用をということでございます。現在、保育料の算定には、所得税等によって保育料の階層区分の決定をしております。保育料の算定に用いる所得税にみなし寡婦控除を適用している地方公共団体が県内にも 2 団体あるというふう聞いております。今後は近隣の状況を見ながら、検討も視野に入れていきたいというふうに考えております。また、対象者について、現在の保育園入所申請書では、ひとり親の保護者が離婚か非婚かということについては把握できない状況でございます。当町では、離婚、非婚にかかわらず、母子世帯等であれば、平群町立保育所条例第 4 条別表、備考 4 の 1 に明記されており、減額措置を講じているところでございます。また、国保税についても、減免取扱要綱第 2 条の 3 に明記されており、所得割の 50% を対象ということに対応しているところでございます。

○議 長

山口君。

○6 番

きのう聞いて、平群町は要綱の中で、要するに離婚とか死別の寡婦控除を受けられない未婚のひとり親についてもですね、そういう措置をとってる。確かにそれを聞いて調べたら、よく読めばそのとおりでした。ただ、それがね、実際に本人が余り知られてないというふうに思うんですね。知らないということは、税法上は控除されませんから、27 万から 38 万の間だと思いますけれども、その分については、例えば、定額ですから大体所得税は 5% でしょう。じゃあ 5% の所得税を払った場合に、その寡婦控除があるのとないのとでは、保

育料に大分差が出るんですね。きのうもちょっと調べてたら、多ければ1万ぐらいの差が出るということになるんです。その場合に、一応、平群町の保育所の条例や要綱ではですね、みなし控除ができることになってるんですけども、ただ、いま源泉徴収票や確定申告書の写しをですね、町に、保育を受ける場合には添付するんですが、そのときには担当課ではわからないですよ。だから、わからないから、多分やってるかやってないかも調べられないと思うんです。多分、調べても、福祉課のほうではどこまで調べられるのかわかりませんし、また税務課のほうに聞かれるのかわかんないですけども、他市町村では、私が調べた範囲ではですね、政令都市と県庁所在地では奈良市など19市ということですし、全国的には60。本当はもっと多いんでしょうけども、平群町の場合もそんなことやってるなんて全然知りませんでしたし、実際に平群町にそういう方がおられるのかどうかも多分わからないと思うんですね。

もし、それがあつかないかは別にしてですね、よそから例えば引っ越してこられたときに、そんなことはどこにも書いてないから、わからずに普通に申告書を提出すると。そのことで、制度としてはあるのに、受けられないということが起こりかねないと思うんです。その点についてね、せっかくやっておられるんだったら、それもやっぱり私は売りに、売りって変な言い方やけど、やっぱり平群町のいいとことして知らせていくべきだというふうに思うんです。

ですから、保育所の申し込みのときにですね、入園申し込みのときに、そのことがわかるようなことをしてほしいと。余り人数は多くないと思いますが、その点ではどうですかね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

確かに、御存じない方も含めてあるかもわかりません。そういう意味では、現行、平群町はこういう取り扱いをしているということについては、改めて徹底をしていきたいというふうに思います。それは入園手続のときもそうですし。ただ、既存の保育所入所の申請の段階に、あえて、ひとり親であるのはわかったとしても、離婚された方、要するに一般的に言う寡婦控除の対象になる方と、非婚である方、非婚ですがひとり親ですというふうに書く欄を設けるのか、あるいは口頭で言っただけでも、それ以上何も残りませんし、その辺の矛盾も含めて発生します。

これは正直ここで、議場で発言すべきかどうかわかりませんが、たまたま平群町は福祉課の児童福祉の担当部門で児童扶養手当あるいは保育所の入園決定を同じところでやっております。議員も御存じのように、児童扶養手当の中で

は、いま言う非婚の対象の方も含めて把握はできます。しかし、それを違うところで使うということになってきますと、目的外使用というふうになってきますので、その辺のところも困難さはあります。しかし、不利益、できるだけ受けないように対処していくために、窓口で、あるいは入園の手続をされる際に、そのことについては該当者があるかなしかかわらず、きちっと説明をさせていただき、そういう方向で取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○6 番

それで結構なんですけど、その辺気をつけるんだったら、そのことを書いてですね、本人、ひとり親の場合は確認するというふうに、私はすればそれでいいと思いますけれども、その辺、対象の方がそれを、みなし控除で保育料の減免をされようとする場合に、そのことがわかるようにさえしていただければそれで結構だと思いますので、いまの課長の答弁で結構かなと思いますので、よろしく願いいたします。この件は結構です。

○議 長

3点目の答弁。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山口議員3点目の御質問にお答え申し上げます。3点目の新婚世帯と未就学児世帯に対する賃貸住宅の家賃補助につきましてお答え申し上げます。

平群町におきましても、人口減少に歯どめをかけること、特に若い世代の人口が減少していることを強く受けとめております。若い世代の流入促進と転出防止を目的に、本年4月より定住化促進施策といたしまして、持ち家取得者に対する定住化促進奨励交付金の交付制度を実施をしております。

この制度創設の背景でございますが、今日まで平群町の住環境整備、特に住宅施策における立地誘導については、平群の緑豊かな自然を生かした、一戸建て住宅を中心とした低層住宅を促進する市街地形成がなされてきた経過がございます。ゆったりとした田園住宅地としてのまちづくりが平群町の強みで、それを生かした人口対策として、この制度を創設したところでございます。

現在、他の市町での取り組みといたしまして、この家賃補助制度でございますが、既に実施をされておられる御所市、安堵町、また本年4月から三郷町においても賃貸住宅家賃補助制度の創設が検討されておるということは聞き及んでおります。

今日まで平群町のまちづくりの観点から、若い世代に主眼を置いた良質な住宅を活用した定住化に向けた住宅施設の支援をまずは第一に考えておるところでございます。

以上のことから、平群町の特徴である一戸建て住宅の利活用の促進ということ、また、定住性の高さという部分での一戸建て住宅の取得者に対する支援施策に着手をしたところでございます。

この制度につきましては、5年間という期限を設けておる制度でございますので、これらの実績や成果、費用対効果の検証とあわせて、今後、御提案をいただいております賃貸住宅への支援制度につきましては、他の市町村の動向を見ながら、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

揚げ足取って悪いですけど、動向を見てからでは遅いんですよ。さっきも言いましたように、先に手を打って、そのことがニュースなりになってですね、多くの人に知ってもらうのが大事なんです。以前から言ってますけれども、平群町は王寺町や生駒市、三郷町、斑鳩町に比べてね、大阪へ通勤という点ではちょっとハンデがあるんですよ。王寺駅まで歩いて行けるのは、平群町でも一番南の北信貴ヶ丘や竜田川団地ぐらいしかないんですよ。その点、三郷町の平群町に隣接している地域、斑鳩町の平群町に隣接している地域なんかは、王寺へ歩いて20分以内なんです。だから、ふだんは電車に乗ったとしても、帰り遅くなっても歩いて帰れるわけですよ。天王寺の最終が12時半ですからね。で、王寺どめですよ、1時に。私も何回も乗りましたが、その当時はですね。いまははっきり、いまでもそうだと思います。そしたら、それでも帰ってこれるんです。そんな遅うまで本当は仕事する必要はないんですけども、それでも若い人はいまそういう働き方をされてますからね。

ほんでね、家、もちろんええんです。平群町は空き家もたくさんあるし、それもやりはったらいいんです。しかし、ほんまにね、若い子に来てもらおう、前も言いましたけども、平群町の人口に対する15歳以下の比率はですね、近隣に比べてとてつもなく低いんです。子どもが少ない、だから高齢化率も年に2%ずつ上がってるんですよ。こっちのほうが異常なんです。毎年年とりますから、当然高齢化率は上がります。でも、子どもが極端に少ないから、年に2%ずつ上がったら、もう5年したら40%いくじゃないですか。最後はそこまで早くならないでしょうけども。だから、そのことを考えるならば、5年後を

見てね、持ち家っていうたら一定、50歳以下だから40代の人としたら、子どもはもう大分大きいわけですよ。それでも来ていただくのが一番いいわけですけども、でも一足飛びにそうはならないんですよ。

計画として、それでね、三郷町の場合は別に新婚世帯だけじゃないんですよ。だから、わざわざ私も就学前の子どものいるっていうのを書いたのはそういうことなんです。三郷町はもうこれ予算上げてるんですよ。予定してるんじゃないかって。ただ、すぐに4月からというわけにいかんから、10月からの実施らしいですけども、予算としてはもう今年度97万円上げてるんですね。これもちょっと欠陥あるんですが、これをもうちょっと正確に言いますと、賃貸住宅の要するに4万円以上の家賃を払ってる新婚世帯と就学前の子どものいる世帯に月1万円の家賃補助を3年間だから36カ月間補助をするというものなんです。

さっきも言いましたけど、平群町でももともとそうだったんですよ。多くの方がそうだったと思うんです。あの開発で人口がどんどん増えたときに、家を建てることはわかってるんです。土地も買うてあって、建ててはるんです。ただ、子どもが4月から、子どもがいてる親だったら4月から学校ありますから、途中でかわるのいらんから、10月に例えば家ができ上がるとしても、3月の終わりごろに平群に引っ越してきて、吉新のあの周辺の賃貸住宅を借りてですね、家建つまで住むとかね、そんな人もあったわけですよ。そういうふうを考えればね、家建てるだけじゃないですけど、住んでもらってよさを知ってもらって、家を買ってもらうっていうのが、私は順番としてあると思うんです。

だからこそ、持ち家に対する固定資産税分の還付だけならですね、弱過ぎるっていうのはそこなんです。そこを考えていただきたいんですよ。後手後手なんですよね。三郷でもやっぱりね、三郷町は何ですか言うたらね、これは私の個人的な意見で、あそこはJR三郷駅の駅前に賃貸住宅がすごい建ってるんですけども、この間相当あきが出てるようなんです。だから、そういうことも含めて、多分こういうことをやられるんだと私は思うんです。平群町の場合はもちろん、賃貸住宅がむちゃくちゃようけあるということじゃないですけども、しかしそういうこともやればですね、いま土地を遊ばせておられる方がですよ、いま、名前出したらあれですけど、大東建託みたいに企業が全部セットして賃貸住宅を建てるというのがありますから、そのオーナーになられるという方もいらっしゃると思うんです。だから、そこにやっぱりそのセットでいかないと、うまくいかないというふうに思うんですが、その点ではどうですか。セットでっていう私の質問に対しては、ほとんど答えておられないんですけど、その点どうでしょう。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

議員のほうからいろいろと御指摘賜ってる部分でございます。決して、何と言いますか、御提案いただいている家賃補助制度自身が、制度としての必要性という部分については私も認識しておるところでございますし、もっと言いましたら、この定住化の今回御提案と言いますか、4月から実施をする定住化の奨励交付金の制度につきましても、この制度を創設するときも、一定家賃補助の部分についても検討は加えたところでございます。

なぜこういう制度になったのかということなんですけども、若干ちょっと古い数字で恐縮なんですけど、平成22年度の国勢調査の数字でございます。言うたら、その自治体における住宅の持ち家率と、いわゆる民間の借家の件数等を勘案したところでございますが、平群町の場合、民間の住宅戸数というのが、これは例えば公営住宅であるとか市町村営住宅は抜いた数字なんですけども、約390戸でございます。他の近隣であるとか隣の生駒市さんとかの比較も含めて見ましたら、かなりやっぱり民間の住宅戸数っていうのが少ないと。例えば安堵町さんなんかでしたら、うちよりも人口少ないですけども、590件ほど賃貸があったりとか、いま申し上げられた三郷町さんなんかでしたら1,900件ぐらいの賃貸住宅があるということでございます。

その反面、どんだけの方が持ち家を持たれてるかという率なんですけども、これも広域7町なり隣の生駒市との比較の中でも、ほかでは大体7割から8割程度が住居に対しての戸建ての率なんですけども、平群町は9割超えてるんですね。ある意味、そういう部分では平群町っていうのは戸建て住宅っていうのが非常に重要性が、いままでのまちづくりも含めての成果があって、こういうふうな形態になってるのかなということでございます。

やはり、考えましたのは、今後、平群における戸建て住宅についても、当然人口減ってまいりますし、おっしゃられたように、少子・高齢化が進んでまいります。そうするとやはり、空き家の問題というのも避けては通れんと言いますか、実態的にも出てくる部分でございますので、そういった町内にある戸建て住宅をどう利活用していくか、どういうふうに空き家を出さずに住み続けていけるような制度をつくっていくべきかということでも考えたところで、このような住宅施策としての定住化促進施策を創設したところでございます。

当然、御質問のございました、やっぱりセットで考えるべきやというのは、制度としてはよくわかります。そういうふうにやれば一番いいのかなっていうのはわかるんですけども、あと財政的な面もございまして、また、4月から手

をかけたばかりの制度でございますので、いわゆる持ち家を対象とした定住化住宅の制度がどういった成果なりをもたらすのかというふうな、ある程度検証の期間も必要かなと思っております。それを踏まえた上で、やはり持ち家についても、持ち家だけではなく、賃貸についてもシフトしていくべきやというふうなことになりましたら、そこはやはり十二分に考えていかならんことやというふうにはまず受けとめてはおるところでございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

発想が貧困なんですよ、はっきり言うて。何でかと言うとね、いまおっしゃった、中古住宅がようけあると。開発がずっと進んだときはそれでいいんです。いまの若い人たちがすぐ家買えますか。まず、ほとんど非正規が4割、若年層は5割って言われてるんですよ。生活設計も成り立たんような状況になってるわけじゃないですか。それともう一つ、平群町は賃貸住宅が少ない、それはそのとおりでしょう。それだったら、中古住宅を、その持っている個人、どういう形にするか別にしてですよ、一戸建ての空き家を、例えば賃貸にするかどうか、要するに借りて、家賃払う場合に補助をすとかね、そういうことだって考えられるじゃないですか。本気で定住政策をやろうと言うんなら。そうでしょう。いまみたいに年々可処分所得が減って、特に若い人たちが正社員になかなかない中でね、若い20代、30代が家をばって買うなんていうのは、大体、親に出してもらおうとかそんなんは別にしてですね、自分たちで生活設計する場合、そこへすぐいかないじゃないですか。だからこそ、最初にアパートでも文化住宅でも、もちろん普通の一戸建てを借りる場合だって対象にすればできるという話になるんです。いまの話やったら、いま私言ったように、中古の一戸建てをですね、賃貸として例えば持ち主から誰かが借りると。それがちゃんと証明されるものがあればですよ。そういう制度だってできるじゃないですか。その検討はされてないんでしょう。要するに、平群町は賃貸住宅が少ないから、平群町には合わないということで検討した結果、それじゃなくて今度の制度にした。私も今度の制度は悪いと言ってるんじゃない。セットである必要があるから、そういう方法もあるんじゃないかというふうに思うんですが、何か町長、答弁したいそうですから、じゃあしてください。

○議 長

副町長。

○副町長

山口議員の貴重な御意見は、私どももそういうのは全くしないというふうなことは申しておらないんですが、ただ、いま山口議員がターゲットにされてるのは非正規の方であるとか、やっぱり住宅購入が困難だというふうなお話もあるかもしれませんが、私どももそういうふうなところも一定考慮はしないとあかんとは思いますが、基本的には若い方に入っていただきたいというのが今回のターゲットでございます。それとですね、これも考え方かもしれませんが、同じお金を毎月支払うのであれば、家賃として消えるのか、またローンとして消えるのかというところで、最終的に自分の財産が一定残る、そういうほうが本人さんにとってもいいだろうということとあわせて、もうちょっと言えばですね、同じ形でいくと住民税が片やかかって、一方のほうの持ち家になりますと固定資産税もあわせてかかっていくということもございまして、そこら辺のところをまず考えたときに、限られた財源をどういうふうな形でしていくかというところで、今回の定住促進の交付金という手法を選んだもんでもございます。

決して、山口議員がおっしゃってるように、住宅の取得ができないとどうするんだというふうなお考えも、当然私どももわかりますし、それに対しても、一定財政状況が安定してまいりましたらですね、ターゲットにしていきたいというふうな気持ちでもございますので、理屈的な話としましてはそういうことでございます。

以上でございます。

○議 長

町長。

○町 長

一つの考え方かなというふうに思います。いま平群町、空き家の利活用について研究しております。そういった中で、場合によればそういった家賃補助という考え方もその中で考えられるかなということでございます。それをやるか否かはまだ断言はできませんけど、少なくとも空き家の利活用については真剣に考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺でということになるかなというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

それは大いに、空き家についても、賃貸する場合はそういうことができますから、そのことも含めてですね。ただ、もう1点言うならば、この制度をすれば、すぐではないでしょうけども、さっきもちょっと言いましたように、遊休、

あいている土地を活用する人も当然出てくる可能性があるわけですね。その辺もだから視野に入れていただきたいと。何も、もちろんね、家を買ってくれる、来てくれる人がそら一番いいんでしょうけども、実際問題としてね、いまの社会状況の中で、なかなかそうすぐにはいきませんよと。来てもらわないとよさはわかりませんから、その辺ではね、ちょっとどうかなと。

もう一言言うと、今度の定住施策については、もちろんそれはそれでいいんですが、最初に報告があったときに、4月からではもう消費税上がってからになりますから、当然、消費税上がる前の駆け込み需要にも間に合わないし、実際問題、返ってくるのは今年度の予算には一切出てませんから27年度の予算、27年度も出ないでしょう。来年の1月1日の固定資産税かかる。ただ、4月から住んだ人が権利を得るだけで、実際に返ってくるのは28年度ということになるんですね。制度そのもの、余り宣伝されてるのかどうか知りませんが、その辺もやっぱりきちんとやっていただきたいことと、最後に町長おっしゃった空き家の利活用の中で考えていきたいということですので、ぜひその点はしっかり考えていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長

山口君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号8番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1番

おはようございます。では、議長の許可を得ましたので、大きく3点について一般質問をしたいと思います。通告に基づきまして質問したいと思います。

一つ目、7,000万円かけて行う定住化促進政策は人口増加につながらないのでやめてほしい。近年、一部の市町村を除いて人口が減少しており、人口政策に取り組む自治体が増えています。平群町も2014年4月から、新規に住宅を購入したり建てたりした住民に対して、建物のみ固定資産税を3年間減免するという方針を打ち出しています。しかしながら、固定資産税の認知度は低く、かなり地味です。それも、その減免というのはとても少ない金額です。これで平群に住むことを決意する人が増え、人口が増えるとは到底考えられないと思います。

実際にイメージしてみてください。家を購入するときに、どのようなプロセスをたどるのか。まず、家を買おうと探します。インターネット、雑誌、チラシ等を見るでしょう。大抵、どこでもいいのではなく、このあたりという場所を検索します。この辺は町のイメージや職場、いろいろな環境に左右されます。外観写真を見て、間取りをチェックし、日当たり、駐車場が2台、最寄り駅か

らの距離、スーパーからの距離など、自分が気に入れば、実際に物件を見に行くこととなります。で、数件回ってこれがいいなとなって決めることとなります。子育て世代の方々であるので、幼稚園や小学校までの距離、その評判、子育て施策の有無を調べる人もいるでしょう。おじいちゃん、おばあちゃんに面倒見てもらいたいから、その近くの家にしようという人もいるでしょう。しかし、さまざまなパターンを想定しても、固定資産税減免、お得、この家にしようなんて考えられません。2,000万円から3,000万円する家を購入するのに、数年後の20万程度の金額を理由に家を決定する人がいるのでしょうか。そこで、次のことをお聞きしたい。

一つ目、発案から決定に至るまでの流れについて、また、専門家のアドバイスについて、どのようになっているのでしょうか。二つ目、固定資産税返還が人口増につながるという論理的な根拠とデータの根拠を示してほしい。三つ目、住宅購入者のニーズ調査はどうなっているのか。四つ目、これらを踏まえて、町としてはどういう考えなのか。五つ目、5年間で7,000万円かかります。平群町にとってとてつもなく大きい金額ですので、これが無駄になるのは困ります。無駄遣いはやめてほしいのですが、いかがでしょうか。

大きく二つ目です。より多くの方に見守りの協力をしてもらうため、小学生の下校時に町内放送を流してはどうか。小学校の下校時刻になると、地域のボランティアの方々が子どもたちの安全を見守ってくださるのを見かけます。その一方で、見守りたいけれども時間がわからないというのも耳にします。確かに、曜日によって行事によって下校時刻は異なります。毎日決められた時間には見守ることができないけれども、見守れるときには見守りに協力したい方もおられるわけです。私自身もそう感じたことがあります。

そこで、より多くの地域の皆さんと一緒に見守れるように、いまから子どもたちが通りますよという内容の町内放送をすることで、下校時刻を近隣の住民の方々にお知らせするのはどうでしょうか。

大きく三つ目です。へぐり道の駅にRVパークの併設を。老後の旅行、子どもを含めた家族での旅行などで、のんびり車旅がブームになっています。この不景気にかかわらず、キャンピングカーは毎年かなり売れており、日本国内の年間販売台数は4,000台ほどにもなります。この場合、キャンピングカーはまず受注生産ですので、4,000台がそのまま売れていることとなります。2012年末で、国内8万台登録されています。これからも着実に伸びています。自由に車で旅先をめぐるたいというニーズと、安く宿泊したいというニーズから、車で移動し、道の駅などで車中泊するケースが増えています。また、Pキャンという言葉があるほどです。Pキャンとはパーキングキャンプの略で、

文字どおり駐車場で寝泊まりする、駐車場で簡単なキャンプをするということです。道の駅へぐりにおいても、週末になると4から5台の車中泊をしている車も見受けられます。そこで、RVパークを道の駅に併設したらどうかと考えます。

RVパークとは、キャンピングカーや車中泊者向けに、電気、水、トイレを供給する施設のことを言います。施設によりますが、宿泊費は大体、1泊1台2,000円から3,000円程度。ごみ引き取り料は有料でオプションのところも多いです。RVパークが併設されている道の駅は、いまのところ日本国内で4カ所あります。近畿には残念ながらありません。全国の道の駅から、この業界団体の老舗でもある日本RV協会に、このRVパークについての問い合わせがたくさん来ているそうです。

山口県萩市、道の駅ゆとりパークたまがわについて、ここは簡単に説明したいと思いますが、一番初めにRVパークをオープンした道の駅と言われています。4台分の車中泊スペースと、1台1泊につきここは1,000円。そこにコイン式専用電源が1時間100円、指定ごみ袋1枚につき500円で購入するシステムです。実績といたしましては、8月から10月の利用件数は、まだまだ認知度が低いにもかかわらず70件。実際に利用者からは、一般の目に気にせず宿泊できると好評です。

キャンパーは基本、一般道を使うので、この奈良県、東日本から西日本、西日本から東日本を通るときにも、奈良県を通ります。国道があります。この近辺で道の駅は少なく、RVパークもない。道の駅へぐりは立地としてはなかなかいいと考えます。トイレと水は既に道の駅にあり、実質新たに整備するのは電気だけなので、導入のコストが安く上がります。道の駅マップなどアウトドア雑誌のコーナーに載ることで、平群の知名度アップにもつながります。ゆっくり旅で奈良県を通り過ぎるだけでなく、平群に宿泊してもらい、滞在時間を増やすことで、地域活性化の影響も期待できます。道の駅へぐりにもRVパークの併設を検討していただきたいが、いかがでしょうか。

以上、3点です。よろしく申し上げます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、井戸議員の1点目の御質問にお答えさせていただきます。7,000万かけて行う定住化施策は人口増加につながらないからやめていただきたいという内容でございます。

まず、小さな1点目といたしまして、発案から現在に至るまでの、決定に至

るまでの流れと、また専門家のアドバイスの有無ということでございます。国全体といたしまして少子・高齢化が進む中でございます。どの自治体におきましても、若い世代の流入、また定住化は喫緊の課題ということで認識をされておられると私も理解をしております。その中で、既に定住化促進施策に着手をされている自治体も数多くございます。制度の内容に差異はございますが、新たに定住された方への金銭的または制度的な優遇措置をそれぞれ講じた施策を実施されているのが主な内容であろうというふうに理解をしております。

平群町におきましても、以前より、また先ほどもでございますが、議員の皆様方より定住化促進施策の政策提言をいただいております。このことを強く受けとめさせていただきまして、昨年12月に全員協議会におきまして御説明申し上げた定住化促進奨励交付金の制度について、本年4月より実施することになったところでございます。

次に、専門家の方のアドバイスはというところでございますが、実際、専門家のアドバイスについては受けておりません。理由といたしまして、若い世代の定住化施策につきましては、申し上げましたように、全国さまざまな自治体においても既に実施をされている制度でございます。そのような先進事例というのが数多くございますので、それを参考に、平群町に見合った施策を選択をしながら、その制度化を行ったというところでございます。

次に、2点目でございますが、いわゆる固定資産税の返却というか、正確に申し上げましたら、一旦納めていただいたやつを還付するというところでございますが、それが人口増につながるのかということでの理論的な根拠、データの的なものがあるのかというところでございます。人口増加対策、特に若い世代の定住というのは、現状ではなかなか特効薬もございません。全国の自治体においても頭を悩まされている課題であり、当町におきましても、この制度を実施すれば必ず人口が増加すると断言できる理論的な根拠やデータがあるわけではございません。しかし、平群町においては、高校1年生まで子ども医療の無料化や、また、現在着手をしております幼保一体化施設の建設を初め、さまざまな子育て支援策の充実等も行っており、この定住化促進制度とあわせて、人口の増加につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

3点目の新規住宅購入者のニーズ調査でございますが、行政でございますので、住宅購入者と行政には直接的な接点がないことでございます。このことから、町内で大規模な開発や不動産販売を手がけておられる企業さんと、昨年意見交換を行ったところでございます。そこで、平群町における、平群町で住宅を求められる住宅購入者の行政施策へのニーズ等についても聞き取りを行いまして、あわせて定住化施策に対しての意見聴取を行っておるところでございます。

ます。こういった意味では、民間のそういった業者さんともいろいろ打ち合わせをする中で、お話を聞く中で、相互にメリットのあることは進めていきたいというふうな認識は持っておるところでございます。

次に、4点目でございますが、これらを踏まえて、町としての考え方について、どのように思っておるのかというところでございます。昨年12月に全員協議会を開催をさせていただきました。その中で、この定住化促進制度の要綱制定につきまして御説明申し上げました。議員の皆様方よりさまざまな御意見や御指摘をいただきましたが、総論といたしましては、この制度創設にはおおむね了解を得たというふうに理解をしております。今後、制度の実施に向けまして、現在、担当課のほうでも事務作業を進めておるところでございます。

5点目の無駄遣いはやめてほしいという御質問でございますが、これはあくまで議員個人の制度に対する御見解ということですので、お聞きをさせていただきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長

井戸君。

○1番

いま、人口政策って本当に難しい問題っていうのは本当に承知しております。どの自治体も苦労されているので。ただ、これ、今回聞いていまして、いつもならいろいろ専門家のアドバイスとかを十分に聞いてからとか、慎重にされてる行政側が、結構、このデータもとらない、根拠もない、先進地でも私が知る限りではいいデータが出ていない中で、これをするっていうのがさっぱり正直わからないところなんです。住宅購入者のニーズ調査で、してないということなんですけども、企業との意見交換、これも不思議なところなんですけども、本当にプロの企業がこれを進めたのかなというのはちょっと疑問に思います。一遍に聞かなくてはいけないので、それも聞きたいんですが、まず企業との意見交換ということなんですけども、その企業は多分この場合、近鉄不動産も含んでるとは思うんですけども、本当に固定資産税ということに関して効果があるとおっしゃられたのか、ここをちょっと知りたいです。ここを明確にお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

いまおっしゃられた近鉄さんも含んでございますが、制度についての概略という部分では御説明申し上げたところでございます。ただ、あちらさんは、近

鉄さんについては、基本的に平群町だけを対象として業を行っておられるわけではございませんので、いわゆる行政全般に対して、住宅を求められる方が行政に対して一定どういうニーズを持たれてるのかという部分で、最大公約数的な部分も含めまして、行政のニーズについては意見交換をさせていただいたというのが主な内容でございます。やはり、具体的に申し上げましたら、先ほどの議員の御説明の中にもあったかと思いますが、子育てであったりとか、学校の就学であったりとか、そういった子どもさんをお持ちの世帯でしたら、そういうふうな行政に対してのニーズ等も含めて、いろいろお持ちやという部分での意見交換をさせていただいたところでございます。

この定住化制度でございますが、町が独自で行っておるもの、特に企業がいきなりやったらどうやみたいなの、そういうものではございませんので、あくまで自主的に平群町がこういう制度を打ち出すことによって、人口増加の一助になるんじゃないかというふうなことでの話を、協議と言いますか、説明をただけであって、特に民間業者のほうからこの制度いいですよみたいなことで制度設計をしたものではまずないです。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

ちょっと解釈の違いがあったのかもしれないんで、プロがね、そんなまさかこの固定資産税について、いって。私の周りにも聞きましたけれども、プロの観点から見てもちょっとっていう、正直売りとしては厳しいということを知っていました。プロの観点からは、正直いまいちだになっていうのも踏まえながら、私も独自調査を行ってみました。

20代から40歳代を中心に、住宅を購入した方々の実態調査です。調査はまだ継続中で数も少ないんですけども、簡単に3点についてわかったなということだけ言いますと、平群に住むと決めた理由で特に多いことに関しては、やはり親兄弟、親戚がいるからと、勤務先の都合ですね、勤務先からある程度一定の距離であるっていうのが多くて、3番目に利便性ということでした。これは環境とかもその後続くんですけども、平群の場合、私の知ってる方も確かに親が住んでるから来たっていう方もおられたので、データは当たってるのかなって感じがします。ここに関しては、人口政策っていうものに関与しない部分なので、町としてもいたし方ないなと思っております。

固定資産税についてのデータがほとんどなかったものですから、おおよその固定資産税の支払い額をいつ知ったのかという形で調べてみました。ほとんど

の方ですが、最初に納付書が来たときに、固定資産税というアバウトなものが形となってわかって、金額を知ったと。要は購入してから1年後ですね。1年以降がほとんどの方でした。たまたま、確かに私の二十数件の返ってきている調査の中で、お二方は、家を建てる決断をする前から固定資産税の大体の額を知っておられました。ただ、詳しくお聞きしたところ、片一方の方は、大阪に比べたら平群はもともと固定資産税が安いから、正直気にならないということでした。もう1人の方は、正直そんなことは後のことなので気にしないっていう方がありました。そういうことを見ますと、固定資産税っていうのは正直厳しいなというのが実感しております。結局、この結果から、支払い通知が来たときが多いという結果から、今回導入しても、平群に住もうと思って家を買って、購入した人が後から、あ、減免、ラッキーだなと、お金戻ってくるなっていう感じにしかならないと思うんですね。福祉政策であればそれでもいいかもしれないですけど、人口政策としてはどうかと、そういうところはあると思います。

一番ここは気になったとこなんですけれども、三つ目の、結局じゃあ幾らの値引き、今回は固定資産税ですけど、幾らぐらいの値引きであれば、本当はここに決めようと思ってたけども、例えば生駒や斑鳩に決めようと思ったけども、平群にしようかという、幾らの値引きぐらいやったら応じる、応じるというのはおかしい、心が動くんかなっていうのを調べてみました。一番大きかったのは、少々の値引きでは、案外これは皆さんお金を持っておられるのか、一番気に入った家をやっぱり買うと。10%、20%の値引きであっても、やっぱり一番気に入った家を、一生ものですから買いたいという方が半数程度おられました。次に多かったのが8%から10%。ですから、例えば2,500万円の家ですと、10%の250万円ぐらい、200万円の値引きがあれば、ちょっと平群に住んでみようかなという、こういうことになっています。

こういう、調べたのですけれども、先ほどプロの考えていうことで、私もこういう、今回、近鉄不動産のチラシがちょっと気になったのでとっておきました。ゆとり、明るさ、収納力、近鉄こだわりの住まいがこのプライスでっていうことで、決算特別販売、3,430万円が何と380万円ダウン、380万円引きで3,050万円。こういうことを打ち出してるんです。実際に不動産価格っていうのは10%ぐらいすぐ変わります。私の近所の家でも、1,000万、2,000万で売られてるものは、すぐに100万、200万下がっています。ですから、いかにこの固定資産税、1%程度の20万程度のものが、この住宅購入にするのか、影響を及ぼすのかというのは本当、ないと私は考えます。

実際、子育て支援の制度で、確かにプロやなって思ったところは、子育て支援制度、平群町を宣伝していますね。それではやはり、平群もやっている学童保育、給食あります、幼稚園入園待ちなし、全幼稚園3歳児保育を実施、こういうふうな、大阪の人がちょっと確かに気になるなという内容を入れてあります。ここに固定資産税を入れても、正直厳しいと思います。こういうデータが、私はこういうふうに出たんですけども、こういうことについて、いま聞いて、当局としてはどうお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長

政策推進課長、答弁する前に、民間の売買については議会では論議しませんので、その点だけ十分注意してください。政策推進課長。

○政策推進課長

何点か御質問と言いますか、御意見いただいたところでございます。こういう制度が確実に有効性があるかという議論でございますが、先ほど私の答弁で申し上げましたが、人口対策については基本的に特効薬はないというふうに考えております。常識的な制度を組み合わせ、これとこれとこれをやれば、必ず若い人口が増えるといったような方程式があれば、どこの自治体も多分困られてないというふうに思います。平群町でも同じですし、私も同じように考えております。

そういった中で、いろんなそれぞれの自治体が、特に平群でしたら、先ほど申し上げたような平群の住宅、いままでのまちづくりを行ってきた特性であるとかそういったもの、また、いままでの子育てをやってきた実績であるとか経過なりを踏まえた上で、どういうニーズがあるのか、またどういう方が何を求められているのかということを一一定総合的に勘案した上で、それなら平群の優良な住宅に若い方が定住する、お住みをいただきたいと、その一助になればということで、この制度を構築したところでございますので、特にそれが必ず定住につながるのか、即効果があるというふうなことと言いますか、そういう即効性のあるようなものではないであろうと、またそういう議論もなかなかしがたいのかなというふうな理解もしておるところでございます。こういった制度を地道に行ってやっていく、それが結果として少しでも人口増加につながっていくというふうな取り組みの一つやというふうに御理解をいただけたらなというふうに考えております。

先ほど、不動産会社のチラシも含めて御提示いただきましたが、確かに、これ一番新しいやつなんですけど、そういう部分では、平群町もそういうふうな、一人でも多くの方に平群町に住んでいただく努力という部分で、いま申し上げた不動産会社等にも働きかけを行って、そのチラシについても決して業者のほ

うが能動的に載せたんではなしに、行政のほうから一定働きかけをした上で、平群町というのはこういう制度もやっていますと、こういういいところですよというふうなことを行った上で載せていただいているというふうなことも含めて御理解いただけたらなというふうに考えております。

○議 長

井戸君。

○1 番

担当課としてもこれ答えにくい、実際難しいことだと本当に思うんですけども、本当ね、僕ね、よくいろんな政策でもいろんな方に言われるわけです、これやってほしいとか。でもね、常にお金がないっていうことで、僕もお断りして、そのときは正直行政側に立ってるわけです。これもちょっといま平群貧乏やからっていうことでね、あるんでね、こういう無駄遣いというのは本当やめてほしいんです。希望を持つのはわかりますけど、やっぱり私としては違和感を感じるのは、日ごろ議員がいろんな提案をして、行政側が堅実な回答をしてっていう、折り合わせてってというイメージなんですけども、まさか行政側がこんな、言うなればよくわからないものに手を出すというのが、私としては何か不思議で仕方がないところがあるんです。まあこれは本当ね、難しいところですけども。

ただね、ちょっとこれは最後のあれなんですけども、ずっと町としてはお金がないっていうことで、町単費では何もしないということでも来ました。個人給付もしようとしなくていいということでも来ました。この辺については特に、正直矛盾をしてるわけなんですけども、この件についてはどうお考えでしょうか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

すみません。ちょっといまおっしゃられた部分で、答弁に正確を期したいということも含めてございます。ちょっといま議員お述べになられた部分、御理解できないところもありますので、何点かお聞きをさせていただいてよろしいでしょうか。

○議 長

はい、どうぞ。

○政策推進課長

いま、無駄遣いというふうにおっしゃられたところでございます。確かにこの制度自身、やった中で、実施をした中で、実際に投資をした部分での効果が得られるか得られないかというのはちょっと疑問なところかなというふうには、

一定成果が必ずしもわかってるものではございませんが、これが無駄という部分でおっしゃられたところでございます。あくまでこれは不動産、固定資産税の家屋分に対しての奨励金という形でお出しをさせていただく部分でございます。かねてより議会のほうでもいろいろと議員のほうから御質問いただいた部分でございますが、先ほども山口議員のほうからも御指摘いただいた部分でございますが、仮に家賃補助であるとかそういった部分について、いわゆる住宅施策に伴っての行政が一定の負担をしていくという部分では、やっぱり議員のお考えとしてはそれも無駄っていうことでございますか。

○議 長

井戸君。

○1 番

ちょっと言い方が勘違いにつながるかもしれませんので言っておきますと、無駄というのはやはり根拠がないものに関して、経済効果や広報効果が伴いにくいものに関して、この金額の大きさという意味で無駄じゃないかということなんです。例えばこれが二、三百万でチャレンジで勝負するのであれば、それは別に問題ないとは、問題ないっておかしいですけども、黙って見るとも思いますけども、7,000万っていうのはやっぱり、普通、補助金とか入れますと2億円ぐらいの事業ができるわけですから、それにかわってっていう内容の中では、もうちょっと精査したほうがっていう意味で、僕は無駄にならないかっていうことを言ったことです。

○議 長

副町長。

○副町長

私からもあわせてお伺いしたいんですけれども。

○議 長

許可します。どうぞ。

○副町長

よろしいですか。

○議 長

はい。

○副町長

7,000万、7,000万っていうお話を引き合いに出されてるんですが、1人あたりは額的にはもっと小さくなると思うんですけども、それと7,000万と同じようなお考えでしょうか。

○議 長

井戸君。

○ 1 番

ちょっとわかりにくかったです。7, 000万円っていうのは、行政側から出した予算の5年間の総額が7, 000万円ということになっております。

○ 議 長

副町長。

○ 副町長

私どもはですね、企業誘致でもそういう考え方なんですけれども、基本的に来ていただくときに、いろいろと財政面におきましても手法を考えるものでございますけれども、今回のことにつきましても、一つの手法としては、やはり入ってきた方々の固定資産税の部分を一つ還付させていただくという制度を使いまして、今後ですね、住民税とかを期待するというふうな期待のコストも含めて、先行投資じゃありませんけれども、制度として導入していきたいというものでございますので、いまちょっと言い方が誤解を招くかもしれませんが、あくまで本人が来られた段階で、初めてコストとして、しかも本人負担の分を転嫁していくというふうな仕組みでございますので、その点につきましては、無駄遣いというのが、あくまで全く消えてしまうっていうものではないということは御認識いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議 長

井戸君。

○ 1 番

これはね、言うても、見解のいろいろ相違もございますし、私が聞く限りでも、かなりの議員の方が賛成されてるということでね、おっしゃる理由もわかるんですけど、私の中では、要はもうちょっときっちり調べてやってほしかったなということもあります。実際にやるべきで、いまの理論的にはちょっと本当はね、申しわけないですけど、矛盾点もあります、行政側の。ここはもうあえて言いませんけれども、一つだけ最後に申し上げておきますと、私は先ほどから固定資産税はかなり地味と申し上げました。こういう建物とか物を売るというのは必ずロコミというのに左右されます。

例えばですけど、大きい話になりますと消費税。消費税って言うたら皆さん知っております。例えば、やっているのが、アメリカですと州によって法律が異なりまして、オレゴン州ですと消費税がゼロ、隣の州が10%であると、ゼロっていうことで、そういう政策をわざとやっております。それによって潤って、実際に人口が流入しているっていう状況になっています。そんだけ消費税

っているのは教科書にも載ってますし、皆さん知っているような内容なんですね。そういう内容ですと口コミも広がりやすい。ということは広告効果も得やすいということです。

固定資産税っていうのはどうしてもやっぱり地味で、いまだに知らない人が多かったということで、余り広告効果も見込めないということで、私としては疑問と言いますか、私はこういう意見です。出てこないと思います。やはり、もともとから平群に住もうと思った人にお金を渡すことになるので、データも出にくいのではないかと考えております。この件については、意見だけですので、結構です。

次、お願いします。

○議長

副町長、新年度より創設します定住促進補助制度について、きちっと答弁だけお願いします。

○副町長

基本的に、やはり私ども、この固定資産税の減免減免とおっしゃってますけれども、今回、定住化促進はですね、いま第5次総合計画も含めて、非常に人口減というところでですね、総合的に考えてございます。一つはですね、やはりそれぞれの、先ほど井戸議員も述べられたように、各人生活スタイルに応じましてですね、特に気になられるのはやはり子育てであるとか、学校、病院、また幼稚園、保育園、それぞれいろいろ局面局面あると思いますけれども、それらの総合の一つとしてですね、固定資産税という今後のランニングも含めて考えていくために創設したものでございますので、ひとつ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

2点目の答弁をお願いします。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、2点目で御質問の下校時の見守りに向けた町内放送の御質問の件についてお答えさせていただきます。

小学校の下校時間は各学年によって時間帯が異なります。また、1週間の時間割によりまして、曜日によって変わってきます。こういった幅広い下校時間帯に町内放送を流すのは、現実問題としては難しいというふうに考えますし、場合によっては児童に対する犯罪につながる危険性や、また、近隣住民からの苦情等も想定されます。教育委員会としましては、現在、学校から保護者や民生委員、あるいは通学ボランティアの方々の下校の時間を周知し、皆さんの力をおかりして、通学路での見守り活動を行っていただき、児童の安全確保に万全

を尽くしてもらっているところでございます。こういったことから、御意見として承っておきたいと思いますが、現時点で、各学校の下校時間を町内放送でお知らせするという必要性はないというふうに考えております。

○議長

井戸君。

○1番

ばっさり切られてしまいました。確かに平群はボランティアの方がたくさんおられてっていうのはありますけども、地域と密着するという意味ではね、本当いいと思います。かえって犯罪を増やすっていう、そういう発想もね、私もわかります。で、いろいろ考えたんですけども、犯罪にかかわる過程においては、それは問題ないのではないかなど。これもね、いろんな考え方がありますので、例えばいま小学校1年生のランドセルに黄色いカバーをかぶせて、1年生を目立ちやすくすると。あれも1年生を見守ろうということで導入されたけども、大阪の一部では、それは逆に1年生が狙われるのでやめておこうという話もありました。これ本当に難しいところなんですけれども、ただ、これで私が実際に導入されている地域、県、大阪も和歌山もあったんですけども、例えば実際に、防犯パトロールの時間ですと、防犯パトロールを開始してくださいと、こういう子どもっていうことを言うのはあれですけど、暗黙の了解でっていうのもあります。もちろんチャイムだけの場合もあります。ただストレートに、子どもたちの下校時間です、見守りをお願いしますっていう放送を流している自治体、自治会もありました。

これに関して、すぐにといいのもなんですし、一つの検討課題としていただいて、できる限り子どもたちが安全に下校をよりできるように、これから治安はどんどん言うても悪くなることになってくると思います。やっぱり先手先手を打つことで。私もね、特に思うんです。で、よく聞きます。特に年配の方々でしたら、見守りたいんだけど、毎週火曜日とかそういうのはそのときの体調にもよるし、無理なんですっていう声も聞きます。いまやったらあいてるから行こうとか、たくさんの方々が見れば、やっぱり犯罪も少なくなるのではないかと、私はそう思っております。できる限りそういう方向でお願いします。最後、答弁だけお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

地域とも密着した子どもの安全活動ということについては、全くそのとおりだというふうに考えてまして、教育委員会としましては、そういったことを踏

まえて、ちょっと議員の町内放送とは相異なるんですけれども、地域連携のパートナーシップ事業という事業を重点事業として考えて、各学校のほうに地域ボランティアの方を登録していただいて、コーディネート役の方もなっていて、見守り活動を組織的に充実していこうというふうな考え方をとっています。

したがって、下校時間が変わったりしたりするときについては、そういった登録ボランティアの方に学校から連絡したりとか、あるいは学校のホームページなんかを利用して周知するとかいうふうな形で、そういった手法で、そういうボランティア活動に参加していただける方については、どんどん募っていきたいと思っておりますし、そういった方への周知については、そういう形での方法で対応していきたいなというふうに思っております。

○議長

井戸君。

○1番

わかりました。十分すごい頑張っていていただいているのは承知しておりますので、私もできる限り協力していきたいと思えます。では、この件については以上です。

次、お願いします。

○議長

3点目の答弁をお願いします。都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の本町道の駅にRVパークの併設の御提案について答弁をいたします。

議員御質問のRVパークは、全国のキャンピングカーや車中泊のファンに、快適に安心して車中泊ができる場所として整備がされている施設という認識をしておるところでございます。そこで、本町道の駅の駐車場にそのような施設が設置可能か否かということでございます。本町道の駅は国道168号バイパスの一部であり、いわゆる道路敷であります。道路法が適用されます。道路管理者であります県の見解を申し上げますと、道の駅の整備目的としては、24時間誰もが休憩、仮眠等の利用が可能であることが条件になっており、RVパークは一定期間の滞在、車中泊が可能であるため、本来の整備目的に反すると認識をしております。また、平群町の道の駅駐車場は、国道等の交通量に基づき、駐車台数並びに施設面積が決定をされており、その他に併設される施設等の利用者数は見込んでいないというのが現状です。このようなことで、現駐車場内でのRVパークの整備は困難であると判断をいたしますということが、こ

れが県の見解となっております。

本件につきましては、議員の貴重な御意見、御提案ということで承っておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

井戸君。

○1番

これはまだまだ導入例も少なく、まだ全国で4件。私もこの議会中に間に合うように行きたかったのですが、なかなか遠くて行けず、徳島県、山口県、群馬県、熊本県、こういうようなところになって、今後は増えると思われています。いま県の回答でそういうふうになったんですけど、併設なので、何も敷地内にとってとられる必要もないと思います。ただ、平群の場合、電源の確保、それも一番最初にあるゆとりパークたまたがわでしたら、コイン式専用電源なので、人件費もかからないのかなと考えております。導入コストを安くということで提案したわけなんですけども、ちなみに愛知県でそういう要望が実はございまして、ホームページ上でもそういうのをつくってほしいというものに対して、県が回答しております。県の管轄的には正直ちょっとできないということなんですけども、市町村に働きかけて、ニーズが整うならば、積極的に市町村に対して道の駅の施策を提案していきたいという回答がなされています。

ですから、愛知県にできるので、できるというか、まだできてないんですけども、愛知県ができるということは、奈良県もやろうと思うたらできるのかなと、そういうふうに思っております。

私もね、これについてはこれからもさらに研究して、続けようと考えておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

冒頭にも答弁申し上げておりますが、道の駅の趣旨から考えますと、その道の駅の敷地内でのそういった施設の整備は厳しいというのが見解でございます。全国的にですね、これは道の駅駐車場敷地内においてRVパークを設置している事例はないというふうに聞いておまして、ただいま議員が述べていただきました山口県のゆとりパークたまたがわ、これは道の駅とは別の場所でRVパークを独自で設置したというふうに確認をしております。徳島県のひなの里かつうらですね、これもそうですね、道の駅の敷地内じゃなしに、別の場所で

設置をしているというのが、これが現状でございます。

ちなみに、平群町の道の駅の駐車台数、それと併設しておる活性化センターですね、この部分におきましても、例えば活性化センターも増設した直売所も含めましても3,000平米程度の敷地面積で、ほぼフルに敷地を利活用していると、そういう現状でございますので、いまのそういった状況も踏まえまして、厳しいということで御理解賜りたいというふうに思います。

○議長

井戸君。

○1番

前向きにっていうことだったんですけど、そうですか。敷地内は正直ね、そんなに広いものでもないんで、それで併設っていう形で。どこも隣だったりいろいろ、ちょっと離れたっていう部分もあります。ただ、場所的にはかんぼの宿もありますし、やっぱりRVパークの、ここ、RV協会がRVパークはどういうものかっていう、理想的なRVパークっていうものを認定しているわけですけども、これに当たっての基準っていうのは、平群の場合超えているというか、合格と言いますか、ある程度できていると思うので、ぜひとも、すぐにといいものでもないですから、こういうのを地域活性化に、少しでもお金のかからないことで、地域活性化につなげていってほしいと思います。もう答弁は結構です。

最後に一言だけ、じゃあ答弁いただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

先ほど申し上げたとおりでございます。議員の貴重な御意見として承っております。

○議長

井戸君。

○1番

これで私の一般質問は終わります。

○議長

井戸君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時45分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号9番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○5 番

2点について質問をさせていただきます。

まず1点目です。生活保護世帯への指定ごみ袋の支給について。安倍政権は憲法25条に基づく社会保障を解体する突破口として、生活扶助基準の削減を進めており、13年8月に続き、今年度、14年4月には2段階目が、削減が行われようとしています。2015年までの3年間で約670億円の大幅な削減が行われようとしています。

そういう中で、昨年10月から平群町で指定袋による可燃ごみの回収、いわゆるごみの有料化がスタートしました。その中で、生活保護世帯については一定数支給されるということになっています。支給に当たっては、保護費の支給日に受け渡しがされているようですが、全ての方が保護費を取りに来られるわけではありません。役場まで保護費を取りに来るのは身体的に無理がある方などは振り込みとなっている状況があります。しかし、振り込みの方には支給されるべき袋が渡されなかったということがありました。なぜこのようなことが起こったのか、早急な改善を求めたいと思います。

また、支給される袋も、世帯の人数によって大きさと枚数が決まっています。例えば、1人世帯の方なら20リットルの袋を1カ月5枚で、2カ月に一度渡すということになっています。20リットルの袋を10枚、200リットル分が渡されるのですが、1人世帯なら10リットルの袋を20枚でも200リットルです。大きさは選択できるようにすべきだと考えますが、早急な改善を求めたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目は、包括支援センターの委託問題についてであります。これについては昨年の3月にも質問をさせていただきました。27年度から介護保険が大きく改悪されようとしています。現在示されている見直し案では、要支援者の訪問介護と通所介護を介護保険のサービスから外し、市町村が主体的に行う地域支援事業に置きかえるとされています。平群町のサービス受給者の31.2%が要支援者であり、今年度、25年度においては要支援者の認定数や予防給付が増加する見込みとの見解も出されています。24年度の実績でも、居宅の予

防給付に占める訪問介護と通所介護は全体の70.7%、25年度の決算見込みでは75.2%にまでなっています。この部分が地域支援事業で賄うとなれば、到底3%の枠におさまることができない。また、統一基準がなくなることから、現在の単価を下回することは必至となり、市町村ごとにサービス内容等にばらつきが出て、サービス低下につながるものが危惧をされています。

現在、直営で包括支援センターが運営されていますが、27年度から社協への運営委託をすとの協議がなされています。そうなれば、中立・公平性の観点から、現在社協が行っている訪問、デイサービス、要介護あるいは要支援の事業から撤退が行われることになり、受け皿問題だけにとどまらず、要支援者へのサービスの質の低下を招きかねない。制度が大きく変えられようとする27年度からの委託に関しては、時期尚早だと考えることから、見直すべきではないかということで質問させていただきます。

以上、2点にわたり、明確な御答弁よろしくお願いたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目の生活保護世帯への指定ごみ袋の支給についての御質問にお答えいたします。

町では可燃ごみの有料化の導入に当たり、低所得者への減免措置として、生活保護世帯に対し一定枚数の指定袋を支給しています。支給に当たっては減免申請が必要なことから、広報等で周知し、支給日に合わせて、福祉課とも連携し、申請窓口を併設するなどして対応してまいりました。また、申請には窓口にお越しになれない場合もありますので、代理の方による申請もしていただいているところです。

議員御指摘の振り込み世帯につきましては、申請をなされていなかった世帯が2世帯あり、袋が渡らなかったとのこと。このことにつきましては、ヘルパーさんや身近な方に連絡をいたしまして、代理で手続をいただき、現時点で全ての世帯に行き渡ったと確認しております。

次に、支給させていただく大きさ、枚数ですが、指定袋の支給枚数は、町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条におきまして、生活保護法の適用の方には、可燃ごみ町指定袋は1カ月に5枚支給するとしております。枚数で定めています。また、基準で定めている大きさの袋から小さい袋への交換の希望があれば、1カ月5枚を基準に対応しています。生活保護世帯には一定の減免措置を定めているところで、現行の基準による支給枚数で実施をしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

いま課長のほうからね、確かに施行規則では1カ月5枚、1世帯当たりね。で、2カ月に一遍、いま袋10枚入りですから、それを渡しているということは私も承知をしています。ただ、その中でね、ちょっと最初にも触れましたが、1人世帯は20リットルの袋を1カ月5枚ですので、2カ月に一遍に10枚渡している。2人世帯も同じ、20リットルを10枚、3人世帯になると30リットルを2カ月に10枚ですから、10枚渡していると300リットルね。4人以上になると45リットルを2カ月に1回ですので450リットル。枚数は確かにそうなんですけれども、一定この枚数を決めるに当たって、その世帯の人数を考慮してこの袋を渡すということになってるわけですよ。ということは、その世帯で、これで全てを排出ができるとは限らないかもしれないんですけれども、少なくともトータルのリッター数を基準にして私は考えてるんだと思いますよ。枚数はあるけれども、その枚数掛ける30リットルとか45リットルとかがってというのは、やっぱりトータル的に2カ月に10枚渡すのにトータルこれぐらいのリッター数は要るであろうというところで、この人数の世帯には何リッターというのを決めてはると思うんですね。

だから、支給されることはすごく大事だと思います、やっぱり生活の大変なところに、たとえごみ袋の負担といえども、全てではないですが、その一助としてこういう支給されることは大事だと思うんですが、それならばね、最初にも言いましたように、1人世帯で20リットルの袋を入れようと思ったら、結構大変と言おうか、余るんですよ。この間、有料化になったときに、高齢者の1人世帯のところなんかからは、20リットルが大き過ぎると、何とか小さい袋をつくってこないかということで、ことしの2月から町のほうとしては10リッターの袋をつくっていただきました。このことはすごく皆さん喜んでおられます。そういう意味では、1人世帯のところであれば、やっぱり10リットルの袋で、私は使いやすいと実際にお聞きしてますし、保護の世帯の方からもそういう声も聞いています。

じゃあ、いまの段階でいけば、1人世帯の方が200リットルですよ、いま現在2カ月に。それを10リットルの袋20枚に置きかえても問題ないんじゃないか。5枚って言うのであれば、施行規則自体をね、やっぱりもうちょっと柔軟に、保護世帯の方でも選択できる状況ってのをつくるべきではないかと思うんです。もらえるから、あなたはこのリッター数の枚数こんだけですよじ

やなくて、一応2カ月でこれぐらいのリッター使います、袋についてはそれぞれの御家庭の利用によって選択できるぐらいのことはね、そういう柔軟な対応をとっていただきたいんですね。3人のところ30リッター、これもいわば10リッターの袋10枚と20リッターの袋20枚という選択肢もできるわけですよ。夏場なんかは生ごみ、においますので置いとけない。そうなれば、やはり小さな袋のほうが使いやすいというのはあるわけです。

基本はごみを分別して減らしていこうということですから、袋が余るからもったいないからって、突っ込むようなことはしてもらいたくないわけですので、やはり選択をできるというね、そこは何ぼ支給であっても、柔軟な対応が求められると思うんですが、この点、何とか行政側のほうとしてね、対応していただけないかというふうに思うんですが、再度御答弁いただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いろいろ御指摘なりお受けいたしました。先ほども言いましたように、まず基準として枚数で定めているところがございます。これにつきましては、御存じだと思いますが、廃棄物減量等推進審議会で決定もしていただき、また、所管の委員会にも御報告もさせていただき、手順を、の経過で進めてまいりました。柔軟な対応ということで、先ほども申しましたように、1人ないしお二人世帯では20リットルでは大き過ぎるということで、先ほども言いましたように、10リットル袋の交換と言うんですか、それは町としては対応させていただくということで考えているところです。ただ、枚数につきましては、5枚というのが基準でございます。そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○議長

植田君。

○5番

それわかっていますよ、5枚っていうのは。規則に書いてるからね。それを柔軟な対応をするために、見直しも含めて考えてもらえないかということなんですよ。

一定これ決めるときにかて、1人世帯、まあ言うたら45リットルを5枚やったら渡してもええんか言うたら、そうはなっていないわけでしょう。一応、何人世帯ではこのリッター数で何枚って決まってるわけですよ。5枚だけは決まってるわけですよ。だけど、世帯の人数によってリッター数もある意味決めてるわけでしょう。決めてるのであれば、トータル1カ月何リッターか、200リッターやったら200リッター、300リッターやったら300リッ

一、その中で袋を選択できるぐらいのね。支給する分にはそういう選択権もないということですか。それやったら10枚に置きかえたらええやないかって。生活が大変やからそういう一定の支給っていうことも考えてこの数字を出してるわけですからね。じゃあこれ、ほんなら1人世帯、いまやったら200リッターもらえるけど、10枚に変えるんやったら10リッターで10枚にしたらええやないかって、そういう感覚だというふうに私受け取ったんやけども、5枚じゃなくって、世帯数に応じての一定のリッター数を選択する権利を、やっぱりこれはとっていただきたいんですね。経費が高つくから、そうしたら困るわけですか。

基本は、ごみを減らすためにこの制度を導入したわけでしょう。出す側がそれに協力しやすい、生活に見合った形でのごみの袋の使い方ができるように。5枚で決まってますから、これは変えられませんか、規則を一回つくったら一生変えられないなんて、そんなことないでしょう。そこをやっぱり行政としてね、選択権を持たせるぐらいのことすべきやないですか。支給される者には選択権すらないという、そういう考えですか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

選択権がないのかということでおっしゃいましたが、選択はしていただけるような配慮はしていると先ほども申しました。基準としては5枚です。あくまでもこれは減免措置でございます。そういうことで5枚という基準を設けさせていただいて、減免という形で対応させていただいてるところでございます。1回当たりごみを排出していただくのに、1袋をそれぞれの世帯の人数に応じて決めているところがございますので、基本的な考え方は5枚という基準が基本となります。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

はっきり言って情けないなというふうに思います。町長にもお聞きしたいんやけども、やっぱりそういうね、役所仕事そのものやなっていうふうに感じて仕方がないんです。行政側としてやっぱりそういう柔軟性っていうのは持っていたきたいし、ごみは週2回出すわけですからね、その中で使いやすい袋をそれぞれが選択できるという状況をつくっていくということが大事ですので、やっぱりこれはね、少なくとも1カ月のリッター数を一定見込んで、それ

に基づいて配付を、言うたら支給をされてるわけですから、やっぱりここはね、それが私、行政の優しさやと思うんですが、そういう選択をぜひやっぱり。町長、行政としてどういう、住民に対する対応をされるのかっていうことが問われる問題だと思います。

○議 長

町長。

○町 長

課長の答弁したとおりでございますが、一定ですね、廃棄物減量等推進審議会に諮りまして、考えていきたいと思っておりますので、きょうの答弁としては、課長答弁しておりますので、おいといていただきますようお願いいたします。

○議 長

植田君。

○5 番

いま町長のほうから、廃棄物減量等審議会のほうでも諮っていききたいという御答弁をいただきましたので、ぜひこれはね、やはり住民さんの立場からすれば、そういう選択権、何ぼ支給であっても持っていただく、持てる状況をつくるっていうのは大事なことだと思いますので、ぜひこれはそういう方向で変更されることをお願いをしておきたいと思っております。この件については以上で結構です。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

2点目、質問をいただきました、包括支援センターの委託にかかわって、大きくは市町村ごとにサービス内容のばらつきが発生するのではないか、社協の訪問、デイサービスの撤退、要支援対象者へのサービスの質の低下という内容で頂戴をしました。

国は、訪問介護と通所介護を地域支援事業に置きかえるとの考えで、法案を今国会に上程をし、審議されています。西和広域7町ではこの流れに対して、サービスの提供の低下を招かないようにするために、現在、事業者あるいは利用者アンケートを一部もう実施を始めております。適時適切なサービス提供ができるよう、足並みをそろえていく方向での対応を協議し始めているところでございます。第6期介護保険事業計画策定においても、当然、利用者に不利益にならないように慎重に検討していきたいというふうに考えています。

平成24年度の運営協議会に、包括支援センターの充実のために、委託を含めた検討を提起をさせていただいた後に、国の社会保障審議会介護保険部会の

論議の方向が徐々に明らかになってきたことにより、訪問は一定程度充足されているものと判断しておりますが、議員御指摘のようにデイ、特に認知症デイが町内1施設だけという状況を正しく受けとめておく必要があるというふうに思います。また、全体的なデイサービスということで言えば、一定程度充足されていて、まだあきも含めて若干ございます。

社協のデイからの撤収も、委託と同時に撤退をするということについては申し上げておりません。この間の論議の中でもそのことについては、一定経過を踏まえながらやっていくということで、当然民間の受け皿が充足されておられませんと、それはやっぱりできません。そういう意味では経過措置を置くという考えでございましたし、国の考えがいま一定程度明らかになりつつありますので、そのことに対して対応していくことが保険者の責任だというふうに考えております。また、広域7町のばらつきを発生させないということも含めて、先ほども申しましたように、努めていきたいというふうに考えております。

平成27年度からの社協への委託につきましては、これまで包括運営協議会で、25年2月に高齢者人口の増加、包括に対するアンケートの結果、8月には早期に対応できる体制の構築の必要性、12月には将来予測と包括の需要予測、本年2月には次期制度改正、地域支援事業、委託のタイムスケジュール等を論議、協議をさせていただきました。

より具体的に申しますと、1番目には、現状の地域包括支援センター職員1人当たりの業務量が全国平均を大きく上回る現状、さらに業務量の増加が予想される中、住民へのサービス低下、業務の遂行すら困難となることが考えられるということでもあります。2番目には、国が介護保険制度、地域支援事業の見直しで示しているように、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援・介護予防の推進を第6期、平成27年度より3年間で対応できる体制を構築しなければならないことなどが、委託の大きな要因となっています。三つ目に、社協も町が設立をした財産であり人材です。町と社協が力を合わせ、現状を打開していかなければなりません。町職員だけで増大する需要に対応するための有資格者の確保は困難であり、社協に有資格者が潤沢にあるという現状を正しく受けとめて、活用していくべきであるというふうに考えております。このようなことを総合的に判断をし、27年度からの委託ということについて一定論議をし、一定合意をいただいていたというふうに判断をしております。

あくまでも平群町が保険者です。保険者における責任を果たさなければなりません。正直、いまの現状から考えますと、この制度、非常に運営が厳しい状況になるということを保険者である平群町が判断をし、その打開策として今回

の提案をさせていただいたところです。議員、危惧されている内容についても、保険者の責任においてクリアをしていくための努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○5番

いま課長のほうから答弁があったわけですから、当然、平群町が保険者の責任を果たしていくことは大事だと思います。だからこそ、これ第3期の介護保険がスタートするときこの要支援制度というのができて、それはそれまで、介護保険スタートしたけれども、すごい国のほうも、言うたら思った以上に費用がかかると。そういう中で要支援という制度をつかって、少しでも国からの費用を抑えるという、私はそういう名目で作られてきたと思ってます。そういう中で、今回ね、平群町がですね、保険者としての責任があるって言うのであれば、やはり直営の部分です、人材的な充足をきちっと行って、このことが基本だと思うんです。当初導入するときも、中立・公平性という観点から、平群町は直営で行って来ました。

この間ずっとそういうことで包括支援センター、大変努力をされていることも知っています。いわば、予防のケアマネだけではなくて、いろんな事業も取り組んでおられます。実際、要支援のケアプラン作成は大体、1月末現在1,800件、そのうち直営で持っているのが1,300件、あとは委託に出しているということをお聞きしているんですけども、確かにそういう意味では、包括の方の1人当たりの件数は多いのは確かです。だからこそ、そこはきちっと人を配置をするということが大事だと。ここはずっと設立当初からセンター長兼任でなっています。兼任ということで、ほとんど現場のほうにはセンター長が座るということはありませんので、そういう意味ではですね、やっぱりセンター長をきちっと置いて。これから平群町は、課長おっしゃるように、どんどんこの部門増えてくる、そこをどう行政として責任を持つのかっていうところでね、頑張ってくださいというのが私は本意だと思っているんです。

で、人材がないっておっしゃった。だけど18年からこの制度というか、要支援ができて、それ以降、いわばここに配属されるのは主任ケアマネとそれから保健師、それと社会福祉士、3人が要ると言われています。平群町の人口から言ったら3人で賄えるというふうな状況だったと、最初のころの話はあったわけです。そこから平群町の人口が、高齢化率上がってますけれども、人口的に言えば横ばいか多少下降傾向に来てるとい状況がありますので、ただ、件数が増えるのであれば、そこにもう少し人材を投入して、公的な責任をきちっ

と果たしていくということが大事だと思うんですね。

実際、いま相談に行かれた、あるいは来られた中で、これはちょっと緊急やというときには、その場で訪問調査に入られて、そして速やかなサービス提供につなげていってる。それは直営だからできる部分だと思うんですね。これが委託になれば、相談は相談、そこからまた新たに訪問調査に行って、それからまたサービスをどうするのかっていうことを再度また、どこにケアプランを作成するのかによって、またそこが行ってという形で、同じ話を二度、三度という形で利用者さん側もしないといけないって状況も発生するわけです。

それがいま、平群町が直営でやっていることでスムーズにサービスにつなげていけると、こういうメリットがすごくあるわけですね。そこら、人的な問題があるっておっしゃるんやけども、18年度からこの制度がスタートしてるわけですから、そういう資格者も大分出てきてると思うんです。そういう必要な資格者をきちっと雇用すると、それが私は平群町が本来果たすべき役割ではないかなというふうに思います。

それと、もう1点聞いておきたいのは、これ、包括に委託をすることで、訪問調査は、ただそのまま平群町が責任を持って継続をされると。いままで新規についてはずっとそういう状況を確保してきましたから、それはそういう理解でよろしいですね。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

たくさん頂戴しました。ちょっと整理がついていない部分を含めてございますので、漏れ落ちがあれば、改めて指摘をいただきたいと思います。

第3期の計画策定の段階、平成18年の前段ですから17年の段階で、私はその当時のこと、内容はわかりませんが、議員御指摘のあったように中立・公平ということと、直営を堅持するということで包括支援センターを当時、設置をするということの論議があったというのは、議事録でも拝見をさせていただきました。しかし、当時、18年というのは介護保険制度が大きく改正されていった年でございます。今回はその制度の中身の改正以上に、今回第6期に向けては、もっと大きな方向も含めて転換する可能性も含めた改正になってきております。平群町が担当します範囲も含めて大幅に増大をしてまいります。

昨日、窪議員からも指摘ありましたように、認知症対応策の対応も含めてそうですが、いままで以上に包括が受け持つ範囲というのは大きく大きく膨らんでまいります。それだけ責任が重くなってまいるといいうのも事実です。そういう意味では、直営であるのかどうであるのかということとは別にして、体制の強

化というのは必要であるということについても議員も認識をしていただいているというふうに思います。

ただ、そのときに、18年から以降、時間があつたんだから、資格者を補充すべきではなかったのかというのがあります。それは、同時に考えていただきたいのは平群町の財政状況。全国を巻き込んだ形で公務員の人員、人数も削減をされてきている経緯の中で、同じように平群町だけがそれに逆行するということも含めてできない状況にあつたということについても御理解を願いたい。その中でも、不都合あるいは問題が発生しないということで、現場の担当職員も含めて最大限努力をさせていただきました。正直申し上げて、議員も御存じのように、ほとんど目いっぱい状態で対応してきたのが現実であります。

これから以降の改正、それと同時に増大する需要ということを考えますと、それだけでは対応し切れない。だから、正規職員の補充ということについても、一概にそのままそういう形にはなっていない。しかし、片方では平群町が設立した社会福祉協議会には、介護保険発足当時、平成12年以降を含めて、町内で先進的に取り組みをしてきた実績と経験、有能な人材がいまあるということでもあります。そのことを同時に活用しなければ、それこそ無駄にその人材を放置していく、目の前にある危機的状況に対して対応できないということでは、責任を放棄することになるというふうに考えます。特に、現状でもそうですが、包括支援センター、3資格が必要でございます。主任ケアマネ、保健師、社会福祉士、この3資格の一つについても、社協から応援をいただいて、包括支援センターが成り立っている現状ですし、この3人の運営だけでも非常にしんどいということで、臨職を配置をして対応してまいりました。しかし、その臨時職員もこの3月末で退職する。それにかわって、主任ケアマネの職員をここに社協から派遣をいただくということで、4月からも対応させていただきます。どんどんどんどん有能な社協の人材をここに補充することで、いまの現状が成り立っているということについても、もう一度認識をいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどありました、相談から訪問調査ということで速やかに対応している。現場はよくやっていただいているというふうに判断をしています。ありがたい評価というふうに思います。しかし、そのかわり、それ以外の例えばやっていかなければならない業務についても手薄になっているということについても、同時に御理解を願いたい。

昨日、窪議員から指摘を受けたように、認知症対応策についても、平群町、養成講座もろもろちゃんとできてない、登録者も少ないということも含めて、一つそういうところにあらわれているのではないかというふうに思っております。

す。そういう意味では、体制の強化を今回図っていくという意味で、包括支援センターの委託を、特に他の事業者であれば、医療法人あるいは社会福祉法人、NPO法人にできるというふうに法律はなっておりますが、あえて民間からではなしに、町の財産である社会福祉協議会の人材を活用する、そのことによって進めていきたいというふうに考えているところですので、御理解を願いたいというふうに思います。

訪問調査については、町が責任を持って、当初の分についてはやっていかせてもらいます。

○議長

植田君。

○5番

いま課長から答弁あったんやけど、責任を負うから、人材として抱えてる社協に委託していきたいんだというふうな考え方だというふうに私は理解したんですけれども、確かにね、社協にはそういう主任ケアマネの資格を持っておられる方、社会福祉士の資格を持っておられる方、いらっしゃるのは知っています。最初のときも言いました、私がいま危惧してるのは、これからアンケートとかいろいろ近隣でとってるっていうことをおっしゃったんやけども、制度が大きく変わるとき、特にいま言われているのが、要支援が外れることでサービスを受けられなくなるのではないかと。市町村の任意事業の中に入ってきますから、枠内の中でしか事業が、言うたら予算が出ないということにもなりますので、いままでのような統一単価がなくなるわけですから、一般事業者が果たして要支援の方のデイやあるいは訪問、受ける状況が生まれてくるんだろうか。生まれてくると言うか、そこから撤退するのではないかというふうなことがすごく危惧されているわけですね。そうなったときに、最後のいわば住民の介護の部分を守るとりとしては、社会福祉協議会が行っている事業が非常に大きな役割を担うわけですよ。課長さんおっしゃったように、すぐにデイから撤退するものではないというふうにおっしゃった。それはそれでね、大事なことだと思うんですが、ただ、課長もおっしゃったように制度が大きく変わるわけです。そういうときに、なぜいま社協にそのことを委託するのかと。

私たちは制度の改悪、反対ですよ。だけど、もしそうなってしまう状況になってしまったときにね、やはりそれがどういうふうに動いていくのかっていうのは、しばらくその状態を見て、どういう行政として対応が必要なのかっていうことを、そこから考えても遅くはないんじゃないかということなんです。一旦撤退してしまったら、決まってませんけど、一旦撤退してしまったら、戻ることにはできません。

スケジュールでいけば、社協のほうから職員をこの1年間で2人、包括のほうに持ってくるというふうなプランになってますけれども、社協のいま資格を持ってる方たちも目いっぱいぐらいの件数を持ってはるという状況がある。そこから2人持ってきたとしたら、向こうの体制、大変な状態になりますよね。そういうことも、いま制度が大きく変わるときだからこそ、もう少し慎重に考えるべきではないかなと思うんですね。事業者も採算がとれなければ事業はしません。もし、受ける事業者があったとしても、基本的には要支援者に対してのサービスを、ボランティアでも構へんというのが今度の法改正の趣旨ですよ。そやから、事業者は受ける、だけど要支援者の方たちに提供するサービスについては、資格を持ってない方も含めてそれが対応可能になるわけですよ。そういうことから、質の問題という部分でも大きく低下をするのではないかな。そこをカバーしていけるのが社協ではないかなと私は思っています。そのこともね、やっぱり考えていただいて。

大きく国の制度が変わる中で、いまこの時期に平群町の包括の体制も大きく変えるっていうのは、私は大変な混乱を来すのではないかなと。だから、もう少し様子を見てから、あるいは私は基本的には町として責任を持って、その部分はね、包括は続けていただきたいということも含めて、やっぱりここはね、慎重に考えていただきたいんです。再度御答弁いただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

制度が大きく変わるということで、幾つか再質問頂戴しました。

サービスが低下する、統一単価が下がる、一般にそういうふうに言われています。まだ最終決定ではございませんが。それも含めて、既存の事業者で、どれぐらいの範疇であれば採算が乗ってくるのかということも含めて、いま7町の中で調査を始めているところでございます。正直、じゃあボランティアでなさい、地域のNPOの活用をなさいと言いましても、ある部分まではできたとしても、やっぱり責任があってない部分も含めてございます。全てが全て安上がりにするために、地域の皆さんの活力を利用して、力を利用してという話にはならない部分も含めてあると思いますので、既存の事業者の中で引き続いて、要支援の方たちについての対応を引き受けてもらえることについて、7町で一定協議をし、合意を図っていきたいというふうに考えております。

制度が大きく変わる中で、いまなぜ一気に委託という話なのかということなんですが、制度が大きく変わる以前から、この話が提案されて公になってくる以前から、非常に体制運営としては厳しいということがあったことに基づいて、

23年の最後の運営協議会の中で初めて、体制強化、体制を立て直していくという意味で、まずは提案をさせていただいた経緯がございます。その後になってから、介護保険部会の具体的内容が徐々に徐々に明らかになってきた。町が考えている以上に、国のほうがさらに包括支援センターに対する体制の強化を求めていく内容になってきたというのは事実です。

うちのほうは、制度が変わるからどうこうじゃなしに、既存のままでも非常にしんどい、体制的にも非常にしんどい状況にあるということで、この話を提起をさせていただいた。それに上乘せするように、国のほうが介護保険制度の改正をしていこうとしている。当然、さらにまだ上乘せをしていかないと、対応し切れない。包括支援センターの機能が飽和状態になり、機能停止を来す、そういう状況に陥れば、非常に大きな問題です。だからこそ、私どもの責任においてそれに対応していくために、体制の強化が必要であり、その受け皿として社会福祉協議会を選択した次第であります。

それと、要支援のサービスの関係について、国がいま提起をしております地域のボランティア等に任せていくという流れですが、確かにそうです。聞いている範疇ではそういうふうに聞いておりますし、運営協議会でもわかっている範疇で報告をさせていただきました。要支援の方たちの、もう一度、利用されているサービスの内容についても分析をしていく必要があるかと思えます。

大半の方、一定程度見ますと、病院への通院であったり、家庭内における、いま現在もやっております軽度生活支援とほとんど変わらない内容を利用されておられる部分も含めてございます。そういう意味では、その辺のところは確かに国が言うように、民間に任せていく、あるいは軽度生活支援事業の中で対応していくことも可能かも知れません。しかし、一概に全てをボランティアに任せるのではなしに、できるだけ直営、あるいは町が関係しますいままでの制度を活用しながら支えていく方向で進めていきたい。しかし、内容によっては、小地域ネットワークの活動であったり、あるいは地域のボランティアであったり、いろんな民間の皆さんの力を活用しながら、見守りや日常引きこもりになっておられる方たちを、集会所あるいは公民館等に一緒に出させていただいて、一緒に話をしたり楽しく過ごすということも含めて、そういう体制の強化という意味では協力をいただくことを考えておりますが、一概に質の低下につながる方向での検討をしていこうとは思っておりませんし、そういう危惧があれば、それは改善をしていきたいというふうに思っておりますので、その点は都度都度また御指摘をいただけたら幸いです。

○議長

植田君。

○ 5 番

私はボランティア、ボランティアなんかって失礼ですね。やはり専門的な知識っていうのは、要支援であっても必要だと考えます。特に、いま国のこの認定判定に使われる判定システムでいけば、認知症の方が介護度がどうしても軽く出てしまう傾向があるというふうに聞いています。これは12月議会のときやったかな、介護保険の改悪をやめてほしいという要望書が上がってたんですが、それも認知症を抱える家族の方たちの団体からも来てました。認知症の初期の対応がすごくその後のその方の認知の進行にかかわる大きな部分を占めると言われています。そこが結局、判定では要支援と軽く出てしまう。そしてサービス提供の中で、課長がちょっと言われたように、まあ言うたら一部ボランティアが入ったり、物によってはいろんな人が入ってくるわけですね。そういう意味では、統一的なサービスが私はできにくくなってくるのではないかなと。やはり、認知症の方の初期の認知症の対応がそこでとまるのか、そこから進行してしまうのかっていうのは、やはり初期の対応がすごく大きいと言われてますので、そこに専門のね、ある意味対応できる、きちっと資格を持った方でサービスを提供できるっていうことは非常に大事なことだと思います。

そういうことから考えると、やはり課長のほうからは、包括のほうの委託の話が先にあって、国の制度の、いわば大きな改変は後から来た話なんだというふうにおっしゃったんやけども、確かに後から来た話かもしれません。だけど、その中身が大変なことであるならば、一旦、先にその話があったかもしれんけど、ここ最近具体的になってきた部分ってあると思うんですね。まだ、いまの段階でいけば、国の状況を見てから、平群町としては本当にどうすることがいいのか、行政としてきちっと私はそのまま、人も必要であればそこに配置をすればいいと思いますけれども、まだいまの段階であるならば、国の制度が変わったとして、その状況を見て、その後からでももう一度考えることができるんじゃないか。そのために、だけど社協から、確かに社協の資格を持っておられる方いらっしゃるけれども、向こうは向こうでいま事業をやっている状況がありますから、そういうことも考えたときにね、とにかくもう少し、いまの段階ではまだ間に合いますので、27年度からの委託っていうのはいまはすべきではないというふうに思いますので、これを進めていけば、引き返すことできませんのでね、もう少しそういう意味では、状況を見てから判断をさせていただくべきことだと思いますので、この点について、もう一度御答弁いただけますか。

○ 議長

福祉課長。

○福祉課長

議員危惧されておられること、私どもも非常に危惧しております。正直に申しまして、社協のほうも、例えば包括支援センターにいま現在も派遣しておりますし、これから委託という話になれば、包括支援センター業務に専念する部分も含めてございます。当然、社協のほうの居宅、訪問関係の部分については、その人材がこちらのほうに集中してまいりますので、これはやむを得ず社協としては介護保険事業の中の一部部門については縮小してまいります。それも非常にしんどい選択だというふうに思っています。その辺のところも議員、御理解をいただいていると思うんですが、それでもあえてそうしなければ、仮に委託を足踏みして待ったとしても、いま現在不足している人員をどう確保するのかということがまずございます。派遣されている職員も撤収してしまうという話をすれば、これはもう包括支援センターの機能はストップします。センターとしての認可が取り消しになります。

正規職員で、あるいは臨時職員ばかりで町が直接雇用するという形が本当にいいのかどうか。平群町の実情を把握している職員を、そういう資格者であるということをもって持ってきたからといって、じゃあきょうからあしたからその職員が同じように仕事ができるのかどうかという問題も含めて、あわせてあるというふうに思っています。そうであれば、むしろ社協のほうで、平成12年からずっと介護保険事業にかかわってきた経験と蓄積、資格者を配置してもらおうことのほうが、よりスムーズに移行するのではないかと思いますし、先ほどちょっと出ておりました包括のほうでの調査、その委託先の大半がいままでも社協であったということについても認識をしていただきたいというふうに思います。

引き返せないというのは確かにあるかもわかりませんが、町が正規職員で雇用する、あるいは保健部門から保健師を持ってくるということをするれば、その部門における仕事についても停滞を来します。そういうことを考えますと、逆にそういうあくまでも直営、あくまでもどうのということよりも、いまある人材を、いま現実も半分そうになっているわけですから、社会福祉協議会にお願いをして、やっていただくことのほうが、よりこれから先の厳しい状況を考えますと、選択としては間違いのないというふうに判断をしているところでございます。

○議 長

植田君。

○5 番

いま課長のほうから、危惧している部分はあるけれども、社協に委託をして

いくことについてはもう、選択肢は間違っていないというような御答弁だったように思います。これ以上幾ら私が言ったとしても、その部分は変わらないと思いますので、問題が起きたら、それは責任を持って責任をとる、そういう理解をさせていただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長

植田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号10番、議席番号11番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

○11番

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。3点目の地域包括支援センターを直営でという通告につきましては、ただいま質問をされました植田議員と若干重複する部分がありますが、きちっと御答弁を願いたいと思います。

まず、1点目は空き家の有効活用についてお尋ねをいたしております。細かく2点、質問をいたします。

本町では昨年12月定例会におきまして、町内の空き家の有効活用と定住化促進を目的として、定住促進奨励金交付制度を創設をし、新年度から実施をされる予定です。少子・高齢化が進む中で、いずれの自治体も人口増、とりわけ労働人口の増を求めて苦慮している昨今、この取り組みは、とにかく平群町が新たな一步を踏み出したという意味では注目をされる施策であると評価をしています。この点は、先ほど御発言のありました井戸議員と私とは見解が大きく異なるのでありますが、とりあえずこの制度が平群町にとっていい結果が出るように努力をしていただきたいと思います。もちろん、この奨励金制度がですね、唯一無二、最良の方策ではありません。まだまださまざまな角度からさまざまに議員がこれまでも提案してきているように、空き家対策というのを講じていかなければならないと思います。

そういう意味では、先ほど町長の御答弁は、非常に私は危機感のない残念な御答弁であるという印象を受けました。今後、空き家の利活用を考えていくという御答弁でありましたけれども、この問題につきましては、もう数年前から複数の議員が一般質問でも取り上げて、早急に対策をとということで質問をしてまいりました。ようやく一つ対応策が示されたわけですが、このような悠長なことはもう言ってもらえない状態になっていると思います。しかも、過般の予算審査総括質疑の中でもありましたが、この制度を広く周知し、活用していただくためのパンフレットの配布、これまだパンフレットもできていないという御答弁であったと思います。こういった喫緊の課題である人口問題については、もっと積極的に迅速に策を講じるべきではないでしょうか。待っているだけで

は人は来てくれません。空き家バンクなどを創設して、所有者と購入希望者を積極的につなげていくような思い切った策をとるべきだと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

2点目は、高齢化が進む中で最も懸念されているのが、先ほど福祉課長の御答弁の中にもありました高齢者の引きこもりや孤独死であります。常日ごろから近所づき合いを大切にして、互いに安否を気遣えるような人間関係を地域の中でつくっていくためにも、居住地域の身近な場所で気軽に集うことができる居場所づくりが大切です。町内での空き家を活用して、いわゆる地域のたまり場のために活用することも一計ではないでしょうか。また、世代間の交流もできるようなサロンやコミュニティーの場としての空き家の活用、これもやってみてはどうかと思いますが、町としてはいかがお考えになるでしょうか。

次、2点目に移ります。本日未明というよりも、真夜中の2時6分であったらしいんですけども、伊予沖を震源地とします地震が起きました。震源地のマグニチュードは6とも7とも言われております。朝、慌ただしいときにテレビのニュースを横目で見ながらでしたので、正確な情報ではないかもわかりませんが、2001年に起きた芸予地震以来の大規模な地震が発生をしたということでありました。いま全国的には南海・東南海地震が間近に迫ってくるのではないかとされている中で、この地域における地震は誰もが想像しなかった、いわゆる盲点でありました。こういった地震あるいは災害のみならず、これはいつ私たちの生活、生命を脅かしてくるかわかりません。また、非常時においても安否確認をする中で、平群町でも配布をされております救急救命キットの存在は非常に大きなものがあります。導入をされて数年が経過いたしますが、普及率がどの程度か、改めて調査をさせていただきました。

意外にも、町全体では19.2%にとどまっています。御承知のように、万一のときにはその方の病歴や服薬の状況、また主治医の情報など、生命にかかわる重要な情報がキットには記されています。独居の高齢者はもとより、高齢者世帯、また若い家族と同居をされていても、いわゆる日中独居状態の方々にはぜひとも備えていただきたいものですが、さらなる普及のために町としてはどのような対策を講じていただけるのでしょうか。

次に、この救急救命キットとも関連をいたしますが、情報を緊急時にきちっと伝える、それも生命を守る重要なかなめになってまいります。一方で医療品や医薬品の確保、これも重要な課題となっております。災害時における医療品や医薬品、これは本町の防災計画では災害時において地区の医師会や歯科医師の御協力のもとで、医療救急班、歯科医療救急班体制を整備していただくようになってはいますが、また、それ以前の対応として、自治会単位でただいま進

められております自主防災組織の中でも救出・救護班が編成をされており、けがや病人に対しての応急の措置をとるような体制となっています。しかし、疾病によっては、常備薬を欠かすことができない病気もあります。緊急時に医薬品や医療品を迅速に的確に供給できることが求められます。医薬品等の確保については、町としてはどのような取り組みがなされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目は、地域包括支援センターを直営でということでお尋ねをいたします。昨年9月議会でも質問をいたしました。町としては地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託をするという方針を持っておられます。しかしながら、過般の運営協議会の議論、これは包括支援センターの運営協議会ですが、この場での議論をお聞きする範囲では、なぜ委託をするのか、その根拠がいまだ明確には示されていない、説明されていないように思います。そこで、いま一度お尋ねをするのですが、社会福祉協議会に委託をするメリットは何でしょうか。また、移行する期日の目標は来年4月1日ということですが、先ほどの議論の中にもありましたように、現在、国では介護保険法の改正作業、これ内容としては非常に後退するので改正とは言えないと思うんですが、とりあえず法律を変える作業に入っておりまして、今回は非常に大幅な変更が行われるように聞いております。しかも、被保険者にとっては従来どおりのサービスを利用できなくなるおそれが多大にあり、これは要支援1・2の方のみならず、介護1・2の方にも及ぶのではないかと危惧をされています。しかも、保険者の財政力によってサービスの不公平が生じる、そういう懸念も持たれています。

高齢者の権利擁護という観点からも、地域包括支援センターは町が従来どおり独自で運営することが求められます。町内で活動しておられますケアマネージャーを対象に行われたアンケートでは、直営のまま、現行のままでよいという意見が大多数でありました。また、先ごろの包括支援センターの運営協議会で論議され、議論を尽くされたという福祉課長の御答弁でありましたが、私は傍聴をしていて、そういう印象は受けませんでした。むしろ、反対であるとはっきりおっしゃった方の意見、質問に対しては明確な御答弁がないような印象でありました。さらに、目標を決めてやったらどうかという御意見に対して、間髪を入れずに、来年4月1日という御答弁をされたことにも、正直言って驚きました。

このように法律が大きく変わる中で、いままで蓄積されたノウハウを生かし、さらに大きな責任を全うしていくためには、委託ではなくて直営でなければならないと考えます。町長はこの点をいかがお考えでしょうか、お示しをいただきたいと思っております。

以上、大きく3点にわたって質問をいたしました。町当局の簡潔で明瞭なる御答弁をお願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、議員1点目の空き家の有効活用についての空き家バンクの関係の御質問にお答えをいたします。

まず、空き家実態調査業務の進捗報告をいたします。昨年12月に全員協議会で中間報告を行っております。その後についてですが、長期的に居住をされていない住宅の可能性の高い所有者への意向調査を実施をし、1月に回答を得ております。回答者のうち、利活用に協力的な所有者を抽出して、追加のアンケートを実施をいたしました。一方で、不動産業者に対して、本町の住宅の流通事情等のヒアリングを行ってまいりました。現在、調査結果の分析を行っておりまして、結果を踏まえまして、本町の実情に合った空き家の活用策についての検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

議員御提案の空き家バンクの創設でございます。この制度は、空き家の有効活用を図ることができる大変有効な施策の一つであると考えております。しかし、この制度を機能させるには、行政だけでなく、所有者の意向や不動産業者との連携が必要となります。今後につきましては、既に空き家バンクの制度を実施をしている自治体の先進事例も参考にすることで、問題点、課題の整理を初めとし、所有者の意向も十二分に反映する中で、本町に見合った実現性の高い制度となるように、積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

繁田議員の大きな1点目、空き家の利活用の2点目のコミュニティー施設としての利用という部分での御質問でございます。お答えを申し上げます。

地域のたまり場ということで、空き家の利活用を進めていくという御提案でございます。地域のコミュニティー施設としての利活用というところでございます。まず1点、こういった利用については、第一に空き家の所有者の意向確認や、また利活用する空き家の耐震構造等の問題に考慮しなければならないというふうに考えております。

次に、空き家の所有者と利活用される利用者との関係という部分でございますが、単に売買や賃借といった物的な関係だけではなく、空き家を地域のたまり場として管理運営するためのコミュニティー活動を主体的に行う担い手とい

うのがまず必要にはなろうかというふうに考えております。

このように高齢化が進む中、そこに暮らす住民の方が生き生きと生活できる活力ある地域づくりが大切であることから、他の自治体の事例等を参考にしながら、今後、各地域における空き家の利活用についての貴重な御意見ということで賜りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

繁田君。

○11番

再質問させていただきます。いまの空き家バンクの関連なんですけれども、御答弁にありましたように、当然所有者がいてるわけですから、その方のまず御意向を確かめなければいけないっていうのは当然だと思います。それで、仲介をしていただく方、具体的には不動産の方っていうふうに課長はおっしゃったんですけれども、その方と所有者とあるいは町のほうで連携をしながらということなんです、不動産を業としている方に入っていただくということも当然ありますけれども、いろんな事例を見るとですね、NPO法人が一旦それを仲介する役割を果たして、マッチングしているというふうな事例も見受けられます。ですから、そういう点も今後ですね、大いに研究をしていただきたいと思うんですが、いつごろをめどに進めていこうっていうふうに考えておられるのか、タイムスケジュール的なものをお持ちであれば、それを示していただきたいと思います。

それから、コミュニティーの場としての空き家の活用ということも質問をいたしました。介護保険制度が大きく変わっていこうとしている中で、厚生労働省の介護部門で言えばですね、本来、介護保険は介護の社会化ということで、家族介護から、家族を介護地獄から解放しようということで保険制度ができて、保険料を払って、権利としてサービスが利用できるという趣旨であったわけなんですけれども、だんだんまた、何て言うのかな、家に返そうという傾向になってきているんですね。そやから、大きな施設、特養とかそういう施設も、国としてはもうつくらせないと。在宅へ在宅へ返そうとしてですね、在宅へっていうふうに言ったら、これ本来の趣旨から外れるんで、地域包括ケアシステムっていうてですね、高齢者を中心に、介護、医療、予防、住まい、生活支援という形で地域に返そうとしています。それは決して悪いことではないと思うんです。その方の身近なところで住みなれたところで安心して住めるような環境づくりっていうのは悪いことではないと思うんです。そういう意味で、地域の中のコミュニティーを創設していくということは、これから大事な行政の課題になっ

ていくと思うんですね。

住民が運営する通いの場をこれから充実することっていうふうに、厚労省の社会保険審議会の中でも言ってるわけなんですけれども。特に大きな団地になると、例えば緑ヶ丘とか若葉台とかっていう大きな団地になると、集会所に行くだけでもかなり大変なんですよね。一番端の方から集会所に行く。第1、第2、緑ヶ丘の場合はありますけれども。だから、もっと身近なところで集える場というのをつくっていかなければならんと思います。その辺は御認識はいただいているようなんですけれども、耐震の診断もしないとあかんし、所有者の意向確認も当然これはしていかないといけないと思うんですが、そういう意味では、庁内でそういうプロジェクトチームをつくって、これから進めていこうというふうに、そこまで認識を持たれているのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問にお答えいたします。議員述べていただきましたNPOの関係でございますが、空き家バンク以外に、社団法人のJTIであるとかですね、あと大和高田市で行っておる空き家コンシェルジュという、そういった設立も、活動を展開されておるといのは認識をしておるところでございます。いつまでにこれを進めていくのかという御質問でございますが、現在ですね、空き家バンクを創設をしておる市町村の実態調査というのをまずは、要するに状況確認をしていきたいというふうに思ってるわけなんですけども、それと、申し上げておりますように、現在アンケート調査を所有者に対して発送しております。1月末でアンケート調査の回収を行いまして、それに対して、空き家に対して利活用に対する協力的な所有者に対して再度アンケート調査を行っております。これがですね、いまちょっとまだ申し上げるわけにいかないんですけども、いま現在回収中ございまして、取りまとめを行っておるといことで、一定ですね、そういった地権者の意向確認もあわせて行っていきたいということ。

それと、あと不動産業者、宅建業者、そういったところに対して、どれだけの理解と協力をいただけるかというそういうところもございまして。そんなことも含めまして、できるだけ創設だけではなしに、登録をして、それが成約に結びつくということに対して、やはりもう少し調べる必要があるんじゃないかというふうに考えております。できるだけスピード感を持って、これは進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

コミュニティー施設としての利用の再質問でございます。こういった、俗に言う地域のコミュニティー施設、たまり場という部分でおっしゃっていただいた部分を、運営する部分という部分で、運営をどのようにやっていくのかというのが、やはりこれが一番大きな問題なのかなというふうに、意識としては持っております。

例えば、町が主体的に空き家の所有者の方から施設を借りて、町が直接そういった運営に携わっていくのか、またそれとも社協なのか、また地域の自治会なのか、それとも民間のNPOさんとかそういった団体さんがこのような管理運営されていくのかによって、行政の施策としての対応というのがちょっと変わってくるのかなというふうにまず理解をしております。

総論としては、いま議員お述べのこれからの地域づくりという部分では大変大事な施策の一つであるというふうには認識をしております。ある意味、もう少し具体的な事業展開が見えてきたと言いますか、事例が発生した段階で、庁内での協議っていうのは具体的になっていくのかなというふうには思っておるところでございますので、こういった団体がどのような活動をされるのかによりまして、当然、庁内の担当課の部分の対応も変わってまいりますので、その部分につきましては、ケース・バイ・ケースと言いますか、利活用に対しての具体的な事例が出てきた段階で、当然、庁内協議をかけながら対応していくというのが本意やというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

副町長。

○副町長

プロジェクトチームの立ち上げというところでございますけれども、いろいろと種々検討しておる中で、やはり窓口のわかりやすさも含めてですね、その点については前向きには考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

繁田君。

○11番

前向きに取り組んでいただけるということで、よろしく願いしたいと思っております。

いま、たまたまお二人の課長のほうから、それぞれに御答弁をいただいたん

ですけれども、やっぱり調査をする、あるいは利活用、これは売買のほうだけではなくて、売買以外での利活用についてっていうことになると、それぞれがばらばらでやってたらあかんと思うんですね。だから、いま副町長おっしゃったように、庁内を横断する形で、都市建設課であり政策推進課であり、そして高齢者のたまり場とか憩いの場ということになったら当然福祉課もかかわってくるわけやから、だから庁内を横断する形でどういう活用をしていったらいいのかというのは、今後協議を煮詰めていっていただきたいと思うんです。定住化の奨励金のほうについて言えば、バンク的なものをスピード感を持って早く立ち上げていただいてですね、一人でもこの制度を利用される方が早急に平群町のほうに転入されるように、この制度が結果として成果としてあらわれてくるように、スピード感を持って取り組んでいただきたいということを申し添えておきます。1点目については以上で結構です。

○議長

2点目の答弁に入ります。福祉課長。

○福祉課長

2点目の救急医療情報キットのさらなる普及ということで質問いただきました。高齢化社会に伴い、65歳以上の高齢者でひとり暮らしをしている独居高齢者の人口が増加をし、平群町の高齢者数は平成26年1月末現在で6,420人、そのうちひとり暮らし人口は687人、10.5%は独居高齢者となっています。今後ますますこの傾向が進むものと見ております。

高齢者や障がい者の方が急病などのため自宅で倒れ、救急で医療機関へ行く場合や災害時などに駆けつけた救急隊の迅速な対応に役立つものとして、平群町では平成23年5月から県下に先駆け、救急医療情報キットの普及活動に取り組んでまいりました。いままでの配布延べ件数で申しますと1,307件。平成26年1月末現在、死亡の方、転出の方も含めてございますので、差し引きしまして、現在における設置数は1,238件、普及率は65歳以上高齢者全体では19.28%となっています。しかし、最低、ひとり暮らし高齢者の687人に対しては、それを上回る設置数、ほぼ倍の設置数になっております。一定程度充足されてきているというふうに判断をしておりますが、やはり日中独居、あるいはもろもろ健康に不安のある方等も含めてございますので、さらに普及を目指していきたいというふうに考えております。広報紙や口コミによって、本人や家族の申請もございます。民生委員、自治会の皆様のお力を得て、増えてきているということもございます。町としても、全世帯に、あるいは必要とされる方に速やかに設置をしていただけるように、さらに周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

キットの設置の有無、どこの家に設置されているのかいないのかということについては、いま公表はされていません。未設置がどこなのかということがわかれば、そこに重点的にお話をする、あるいは呼びかけるということも可能やというふうに考えております。現在、民生児童委員の皆さんの活動を強化する、図るということで、行政が持っていますデータとともに共有化するために、地域福祉名簿の作成を準備をしております。この中にキットの設置の有無等も記載されますので、行政側と民生委員さんが情報を共有化しながら、さらに未設置のところに拡大を進めていくということで取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

高齢者、障がい者の方々の不安を少しでも軽減をし、安心して暮らせるよう、町としても一層の取り組みを進めてまいりますので、御理解を願いたいというふうに思います。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

それでは、2点目の災害時の医療品や医薬品の確保についてお答えをいたします。防災備蓄につきましては、災害発生時における住民生活の確保のため、食料品、飲料水、生活必需品や衛生品等を中心に備蓄しており、議員御指摘のありました医療品や医薬品につきましては、現在備蓄はしておりません。災害発生時における町の医療体制としましては、地域防災計画におきまして、救護厚生部の医療救護班が担当し、生駒地区医師会等、医療関係団体と連携し、医療救護班を作成しまして、災害活動を行うこととなっております。また、町医師会とも防災協定を締結しており、医療救護活動に当たります。専門的な医療品や医薬品の確保におきましては、備蓄は難しいものと考えておりますので、町医師会と連携をしまして、町内の医療機関等が保有している医療品や医薬品を活用していきたいと考えております。

今後におきまして、医療品や医薬品については、地域の薬局等と防災協定を結びまして、災害時の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。また、住民に食料品や飲料水の備蓄をしていただくことのほか、自分が必要な医療品等や防災グッズなど備蓄をしていただけるよう、PRや啓発をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○11番

まず、救急救命キットの普及についてなんですけれども、まだまだ取り組んでいかなければならないという御認識を福祉課のほうでも持っていただいでですね。特に昨年、民生委員さんが交代をされまして、引き続きの方もいらっしゃるんですけども、新たに民生委員となられた方もおられます。そういう方たちと少し情報交換をしていく中で、救急救命キットの配置というか設置がどうなっているのかなということも話題になりました。やっぱりいざというときにその方の生命を守る大事なこれはグッズになりますので、いま課長のほうから答弁ありましたように、地域福祉名簿を作成中ということで、それにのっつて、未設置の部分については、今後ですね、積極的に働きかけていただいて、設置をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、医薬品の備蓄なんですけれども、自主防災組織の中ではいろいろこういうリーフレットなんかもいただいてまして、個人として備蓄というか準備をしておいたほうがよいものっていうチェック表なんかもいただいでるんですね。その中でその人の常備薬みたいなものも当然ここに含まれたらいいとは思いますが、通常の風邪薬とか胃腸薬とかじゃなくて、特定の疾患を持っておられる方の場合、例えば心臓に御病気のある方でしたらニトログリセリンが欠かせないとか、糖尿の方とか、あるいはまた血圧の降圧剤が必要である方とか、その方その方によって欠かすことのできない医薬品があります。医薬品、薬の中でも、一応飲める期限、服薬できる期限がありますから、町のほうでそれを備蓄をするというのはちょっと大変だと思うんで、そこまでは私も無理やと思います。ただ、さっきも言いました救急救命キットの中にはその方の病歴とか服薬しておられるお薬、主治医の名前なんかも書かれているわけですから、万一のときにはそれで速やかに処方箋を出していただいて、速やかに必要な医薬品、お薬などが供給できるような体制というのをとっておいていただきたいと思うんです。

そのためには、いまですね、協定をたくさん結んでいただいでますけれども、その中に処方箋薬局がまだ含まれておりません。ですから、今後、そんなに悠長なこと言ってもらえないんでね、けさみたいいつ地震が起きるかわからないという状況の中ですから、速やかに処方箋薬局等と協定を結んでいただいて、住民の皆さんが万一の場合でも安心して生活できるようにしていただきたいと思いますが、これはすみません、再度御答弁をお願いしたいと思います。速やかにやっていただけますねということで念を押しておきたいと思うんで、御答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

いま繁田議員さんがおっしゃいましたようにですね、医師の処方箋が必要な調剤薬局ともですね、今後早急に防災協定を締結をしまして、町医師会と連携をしましてですね、医療品や医薬品の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

繁田君。

○11番

これも迅速な対応をお願いしておきたいと思います。2点目については以上で結構です。

○議 長

続いて3点目の答弁を行います。はい、福祉課長。

○福祉課長

地域包括支援センターを直営でということで質問をいただきました。当初いただいている文書以外に、きょう口頭言われたことでは、ケアマネージャーのアンケートの結果、あるいは委員の中でも反対の声もあったではないかということも含めてございましたので、あわせて答弁をさせていただきます。

高齢者人口の増加、支援センターが行う業務、業務量が増加をし、飽和状態により機能停止に陥ることを防ぐこと、そのために機能強化を図る、介護保険発足時からの事業者としての経験と地域福祉における影響力等を勘案したとき、社協に委託することに何の問題があるというふうには考えておりません。経験ある資格者の確保、地域連携の強化、介護保険改正において危惧される課題に対応するためにはぜひとも必要であり、これこそ住民あるいは利用者にとってのメリットであるというふうに考えています。このことは、国も介護保険制度の改正で、地域支援事業について示しております。

先ほどからも何回も言うておりましたが、4点ございます。在宅医療や介護の連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援、介護予防の推進を第6期、平成27年度より3年間で対応できる体制を構築しなければならないということが明記をされ、また、この取り組みを行う上で、国は地域包括支援センターの機能強化に向け、人員体制を適切に配置するよう方向性が示されているところであります。また、町が平成25年2月に策定した地域包括支援センター体制整備計画でも同様の体制強化を打ち出しているところでございます。

介護保険法の制度改正により、要支援のサービスの低下を招かないかですが、通所介護、在宅介護については地域支援事業に移行することにより、保険者と

してのそれぞれの市町村間でサービスの違いが出てくるのが考えられます。町としましては、西和広域7町で事業者によるサービス提供の足並みをそろえていく方向で、いま現在協議を始めようとしております。また、アンケート調査等を行い、どのようなサービスが適切か、調査分析の上、第6期介護保険事業計画策定において検討をしていきたいというふうに考えています。

高齢者の権利擁護につきましても、高齢者の虐待防止や金銭管理、財産管理などの後見制度の対応を、これまでも包括と福祉課が連携をとり、対応してきました。場合によっては、民生委員やケアマネージャーと会議を持ち、対応してきたところがございます。また、同時に、社会福祉協議会のほうでも同じように成年後見の取り組みを実施しております。今後も委託にかかわらず、町と包括支援センターが連携をとりながら、継続して取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところがございます。それと、先ほどちょっといただきましたケアマネージャーアンケート、非常にケアマネージャーの方の現状の包括支援センターに対する支持が高いと、これも事実でございます。半面、利用者アンケートもでございます。この中で一番割合の高いのは、社協と町が連携をして包括支援センターをとるという支持が多いということについても同時に申し上げておきます。決して人気投票ではございません。町はやっぱり保険者として、責任を持ってどう運営するかということが問われているというふうに思っておりますので、そういうふうに御理解を願いたい。

確かに、2月の運営協議会のほうでも、某委員のほうからは反対っていう言葉が出ました。これは当初、論議の前段の段階から反対という姿勢をとっておられます。これは主観的な部分やというふうに思います。それは町にとってもそうですが、どの事業でも直営されるのが一番安心・安全なんです、そういう主観的な部分として前置きがあった上で、ともかくいまの現状を踏まえたときに、前向きに進めなければならないというのは反対やけれども、そういう考えを持ってることについて表明されたということを経事録で再度確認しております。

社協については、あえてその委員の方は、できれば委託を進めるに際して、社協の中で現場における管理職の配置を検討願いたいという要望を承っているということについても、正しく報告をさせていただく次第でございます。

○議長

繁田君。

○11番

いま、たくさん御答弁をいただいた中でですね、町が責任を持って高齢者の方々のケアを遂行するというか、高齢者の方々が困られないようにやっていき

たいということなのですが、町が責任を持ってやるのであれば、町が直営でやるのが一番の責任の果たし方やと思うんです。特にこれから法律が変わって、非常に地域包括支援センターの役割が、範囲も広くなるし、責任も重くなるし、需要も増大していくということが予測されていく中でですね、町として地域包括支援センターのスタッフの充実を図って、直営でやっていくということがなぜできないのかなというふうに思うんです。

先ほどの御答弁、私じゃないんですが、質問者は。その御答弁の中でありましたけれども、専門職の採用がですね、緊縮財政の中で逆行する云々かんぬんという意見があったんですが、当初から地域包括支援センターを立ち上げた最初の段階から、役場で直営をすると、必要な人員も確保するという事になってたんですよ。ただ、社会福祉士については、いきなりというか、時間的な余裕がなかったから、募集に至らなかったというふうに聞いてるんですよ。で、急遽、社会福祉協議会で有資格の方がおられるというので、出向という形をとられたんですね。これは地域包括支援センターの運営費の中で出向職員の人件費が措置されていたことで、説明を求めたら、そういうお返事だったんですよ。本来ならば、平群町のほうできちんと募集をかけて、必要な人員を確保すべきであるということも、そのときに申しました。

ですから、さかのぼって言えば、そこからですね、きちっと直営の地域包括支援センターとしての人員体制の補強を図っていかなければならなかったんですが、社会福祉士については、社協にいらっしゃる方、いま2名ですかね、交代交代で出向していただいているというふうな変則的なやり方をしてたんですよ。だから、ほんまに町が責任を持ってこの増大する需要に対応していくと言うのであれば、もっと計画的に人員配置もやってこななければいけなかったんだと思うんですよ。

運営協議会の中で、いつまでにやるんですかと言われて、平成27年4月1日に委託を開始すると言われて、その背景が何であったかはわからないんですが、その協議の中で、社会福祉協議会の方が来てないと。課長は常務理事を兼務されてますが、社協の方がその席におられなかったのはおかしいんじゃないかという意見も出ました。社協の考え方も聞きたいという御意見もありました。現在行っている社協での介護保険サービスをどうするのかという意見も出たと思うんですけれども、そのときにはどのサービスをどれだけやっておられるかというのは即答できなかったと思うんですね、把握しておられなかったと思うんです。

いまの御答弁を聞くと、地域包括支援センターの体制強化を打ち出していて、社会福祉協議会が最も適切であると、委託することに問題があるとは考えてい

ないという御答弁なのですが、問題あるん違いますか、これ。全然問題ありませんか。私、問題大いにありと思いますよ。その答弁でいいんですか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

町の責任において、過去、直営で進めていくというふうに答弁があった。それが実質的に社会福祉士の充足ができなかった結果として出向という形をとってきたというふうなお話をされました。私はその当時直接かかわっておりませんので、正しく理解してないんですが、正直、初めから直営の状態ですべての職員有資格者がきちっと充足され、増大する需要に対して随時、適時、人員の補充は全て直営でされているのであれば、現状に至ることも多分なかったであろうというのは、これは個人的な考え方、思いです。

議員おっしゃるように、全てが直営でできれば何の問題もないというふうに思います。しかし、財政的な状況、あるいはその資格者の状況を踏まえて考えたとき、あるいは目先のことだけじゃなしに将来のことも含めて考えたときに、町にとっては、町で抱えている職員以外にも社会福祉協議会という町が設立した組織があり、そこに有能な人材がある、それを活用しないことのほうが、むしろ町民にとっても不利益であろうと思いますし、財政的にも効率的にも有効な考え方だというふうに判断をします。

そういう意味では、いま改めて提案をさせていただいた委託というのは、その中の選択肢の一つとして、いまとるべき方法としては一番ベターな考え方であるというふうに考えています。全てが直営ですべてが正規職員でなければならないという話をすれば、この事業に限らず、町にとってはそれ以外のところも含めてそうでしょうし、また、民間委託がどうのこうのというふうに論議されている課題も含めていっぱいありますが、そうなってくれば、議員の考えどおりでいけば、全て直営でという考えになってきます。それが住民にとって本当にプラスなのかどうなのかということについては、別の次元の論議であろうというふうに思います。

次ですね、運協の中で社協が出席をしていない、そういうことで意見を聞くことができなかったという話なのですが、社協からの出席を改めて求めるという形の論議ではなかったと思うんです。町長も社会福祉協議会の会長であり、私も社会福祉協議会の常務理事です。専横的に全てを牛耳って物事を進めているというわけではございません。一定の内部協議も含めて、事務局ともしておりますし、その上で改めて社協の中では当然委託という前提になってきて、いつからどうするという話になれば、当然、理事会、評議員会という民主的な手

続をとりながら、内部の承認も得ていくつもりでございますし、そうでなければ、当然、勝手気ままにどうこうすることはできませんので、その辺のことについては御理解を願いたいと思うところでございます。

委託についての問題がないのかという話なんですが、先ほども法的に言えば、社会福祉法人あるいは医療法人、NPO法人に対して委託ができるということについてははっきり明記をされております。社会福祉協議会については、社会福祉法人であると同時に、社会福祉法の中でも一般の社会福祉法人とは区別され、別条項を設けて、市町村が、国の全国一斉に設立した組織ですから、またそういう意味では特段問題があるというふうには法的には考えておりません。議員がおっしゃっておられる委託について問題があるというのは具体的にどうなのか、ちょっと理解できませんので、そういう回答とさせていただきます。

○議長

繁田君。

○11番

財政的な状況でできないという御答弁だったんですが、それ全部じゃないですけれども、できない理由の一つに財政的な状況であるということ挙げられたんですけれども、町長、その答弁でいいんですか。財政的なことがあっても、新年度の予算では手話通訳者を配置するということで予算措置をいただいています。私はそれは非常に評価をしています。平群町の障がい者福祉の大きな前進であるというふうに捉えています。

そうすると、高齢者の福祉の面でも、全員が正職員ではなくてもですね、嘱託で入っていただいてもいいし、有資格者がどうしても確保できなければ、それ相当の経験を積んだ人を配置してもいいというふうになってますよね、地域包括支援センターの体制として。だから、そういう運用だってできるわけなんですよ、やろうと思えばね。財政的なことがあるからできひんねやって言われたら、ほんなら高齢者、どうしたらええんですか。

これからまだまだ、国もそういう言い方ですよ、介護保険財政がもう逼迫してきているから。最初は権利やから使え使えって言うてたけど、だんだんサービスを使う人が増えてきたら、国の持ち出しが耐え切れへんようになってきてですね、消費税値上げする部分、全部そこに投入するかって言うたら、しないから。で、サービスを受ける権利を今度は奪いにかかっているわけですよ。要支援1・2の方なんか、ほんまに介護難民出てきますよ。悲惨ですよ。いまかろうじてそのレベルを保ててるのは、それ相応のサービスを使いながら生活したはるからなんです。それを今度奪い取ってしまったらね、何ぼでも介護度は悪くなる、悪くなったら保険者はもっと大変になるんですよ。

だから、そういう意味で、本当に高齢化社会に向かって、平群町は安心して住めるまちづくりしていくんやと言うのであればね、財政的なことはあっても、やはり平群町で直営でやるという姿勢をね、これはやっぱり堅持すべきやと思うんですわ。

ほんで、問題はないのか。そら法的にね、社協に委託することは問題はないかもしれませんが、問題はあるんですよ。社協が現在行っている介護保険事業、これね、継続させることは問題になってきますよね。地域包括支援センターを社協に委託すると、居宅介護支援、できませんよね。ケアマネージャーがいままでどおり介護1以上に重度の方のケアマネジメントやってますけれども、サービス提供表つくってますけれども、それはできなくなりますよね。それ問題じゃないんですか、そこは。これは私、大きな問題やと思いますよ。通所もやめるんでしょう。訪問介護もやめるんですよ。いまそう言うてはったやん。同時に撤退とは言ってないけども、経過措置を追うけども、基本的にはこれはもうやめるわけでしょう。

ちょっとこれ、予算上の数字やから、確定した数字ではないんですけど、平群町における訪問介護の給付費は1億1,574万8,000円なんですわ、次年度予算の数字上の問題で言うと。で、社会福祉協議会の平成24年度の決算書を見ると、訪問介護における事業収入、これは利用者負担を除いてですが、2,900万ほど上がってるねんね。ということは、訪問介護の約4分の1は、いま社会福祉協議会が担っているということなんですよ、この結果の数字から見るとね。同時に、通所介護もそうです。これは予防も入れたらもっと多くなるんやけど、通所介護にしたって、総額2億1,336万2,000円余り見込まれているんですけども、社協のほうで通所介護の、これは収入実績で言うと、予防も入れるともう少し多くなりますが、3,000万以上、決算数字として上がってるわけですよ。2億のうちの3,000万、社協が担ってるわけですわ。これ全部なくすわけでしょう。

いま社協のこのサービスを利用されている方々はどこに行けばいいんですか。どうしろと言うんですか、この方々。これ、ものすごい大きな金額ですよ。介護保険事業収入だけで7,700万。予防も入れたらもっとすごい金額、1億に近い金額、いま社協が担ってもらってるわけですよ。この方たちはどうなるんでしょうか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

あくまで財政的な状況で委託を推進しているというふうには、一方的に申し

上げておりません。流れとして職員ですね、正規職員を抱えていくという、定数等も含めて減少させていく方向での流れに対して逆行する状況になっているというふうに申し上げた次第です。

まずは、直営です。嘱託職員等、あるいは雇用の形態は違ったとしても、補充は可能ではないかというふうに議員おっしゃいました。そしたら、いまもそうですが、現場を担当する保健師、主任ケアマネ、社会福祉士、結果として社会福祉士は社協からの派遣です。それともう1人、それでは、その3人では対応できないということで、もう1人ケアマネを臨時職員として雇用していましたが、これも次、4月からは社協からの派遣という形になります。

嘱託であろうが何であろうが、看板だけ、ともかく町で直営で保っていればいいという論理であれば、それはそれで結構です。しかし、私どもは責任を持って事業を推進しなければなりません。そのことを考えれば、看板が町であろうがどこであろうが、包括支援センターを統括するのは町です。包括支援センターの実質的な機能を担い、やっていくところが社会福祉協議会であったとしても、何の問題があるとも考えておりませんし、いろいろ危惧されることについては、また都度御意見を頂戴して、改善をできる部分は改善をしていきたいというふうに思っております。

それと、居宅の関係についてどうするんですか、あるいは通所をどうするんですか、訪問をどうするんですか。先ほどの質問者の方に対して答弁の中でも、もともと通所介護も含めて、通所介護については受け皿がきちっと体制として整うまでは経過措置として継続します。それ以外については、公平性を担保するというのは、こちら側の姿勢の問題として事業の撤収という話を申し上げてきました。厳密に申し上げれば、法的には、包括支援センターの委託を受けた場合であったとしても、担当する職員が分離され、担当者が違うということで、きちっと事業所は事業所としての運営をするということについては、法的には何の問題もないというふうに考えております。

そういう意味では、先ほども申しましたが、国がどんどんどんどん地方、市町村に業務拡大をしていくという傾向の中で、あるいはその受け皿がないということであれば、それはこちらが当初考えていた、早期に撤退する部分も含めて見直しも必要でしょうし、取り組みの内容についても、要支援を対象にした取り組みに集中して方向を変えていくことも含めて、当然受け皿がなければ、対応していくということについても検討していく必要があるというふうに考えている次第です。

○議 長

繁田君。

○ 1 1 番

答弁の内容がね、微妙に変わってきてるんですよ。町直営の看板さえ上げていけば中身は何でもええんかって、そんなこと誰も言うてませんよ。平群町が平群町の責任を持って直営でやるために、きちっとスタッフの確保をいままでやってけえへんかったわけやね。だから、社協から社会福祉士が出向しておられることについてどうなんですかという質問は何回かやってるんですよ。きちっとその辺は整理をして体制を整えないといけないんじゃないですかということ、何回か質問をしています。そのときも、よく検討するとか庁内で協議をするとかっていうことで、うやむやというか、はっきりした結論が出ないまま今日に至ってしまったわけなんですけれども。だから、そういう捉え方はちょっとやめてほしいんです。羊頭狗肉じゃあるまいし、看板だけ上がってたらいいっていうふうには誰も言うてません。責任を持ってやっていただきたいと、町として言うてるんです。

居宅介護の支援事業を社会福祉協議会がやるということに法的な問題はないというふうにおっしゃいましたけれども、地域包括支援センターというのは、地域のケアマネージャーに対して助言指導をする立場です。それが同じところに同居してるっていうこと自体がね、本来、形としてはおかしいんですよ。ほんで、いや、もういいんです、問題ないんですって言わはんねやったら、いままで社会福祉協議会がやっていた介護保険事業は全部継続させればいいんですやん。ちゃうの。問題ないんですって言いながら、受け皿を探しますとか言うからおかしくなんねん。問題ないんやったらそのまま継続して、介護保険事業やってくればあったらいいんですよ。収益事業で収益上がってるはずやし、その分で地域福祉だって充実させることができるわけやし、続けていただきたらいいと思うんですよ。ほんで何で受け皿を探すんですか。

その受け皿を探すという発想もね、私はいま御利用になっている御利用者さんを初め、御家族の方に対してもね、すごく不遜な言い方やと思うんですわ。介護保険事業、保険料を払ってサービスを受けられる。これね、選択できるんですよ、本人が。だから、デイサービスにしたって、たくさんある中で、いや、私はここが気に入ってるから、ここ行きたいんやという選択できるんですよ。それをね、私ここ行きたいって、Aいうとこ行きたいって言うてるのに、あんたBに行きなさいってことは言えないんですよ。ほんなら、プリズムのデイが大好きで、ずっとここに行きたいって言うたはる人だってたくさんいはるわけですよ。それをね、町の勝手な都合で、もうあなたたち、よそを紹介してあげますから、よそに行きなさいとか、例えば訪問介護にしたかって、もうここはしませんから、別の事業所からヘルパーさん来てもらってください

よということとは言えないじゃないですか。生活援助で行ってはるヘルパーさんはお掃除ロボットのルンバじゃないんですよ。その方の生活に密着して、必要なことを、必要な援助をやってるわけですよ、買い物にしろ、掃除にしろ、調理にしろ。その中で御利用者さんの変化を見て、ちょっと介護度が重くなってきたんじゃないとか、最近言動が怪しいなとかいうことを、ケアマネさんやとか包括さんのほうにつなげていって、事前に認知の予防の策を立てるとかやっていうこともやっていってるわけですよ。それだけやっぱり重要な事業を社協としてやってるわけやから、それを、受け皿見つけて、そちらのほうへどうぞっていうやり方は絶対やったらあかんと思うし、だから、法律的に問題がないのであれば、その保険事業をやっぱり従来どおり続けるべきやと思うし、と同時に地域包括支援センターについても、これまでどおり町が直営でやるということやね、堅持していかなければならんんじゃないかなというふうに私は思うんです。ほんで、もう答弁要りませんが、また6月に質問しますから。よく考えといてください。

ほんで、財政的なものについては、それだけはきちっと答弁してほしいんです、町長。財政的な理由でこういう措置をすることに対して、町長はどういうふうに考えてはるんですか。それがいままでずっと平群町のまちの発展を支えてきて、ここで老後を迎えて、安心して暮らしていきたいと、暮らし続けたいと願っておられる高齢者に対する町のやり方ですか。その点については答弁していただきたい。

○議 長

はい、町長。

○町 長

財政という言葉が適切かどうか、ちょっとそれはどうかなというふうには思いますが、しかしですね、平群町と社会福祉協議会はこれまで本当に連携しながら、地域の福祉を担ってきたという団体でございます。その中で、いま平群町の現状を考えると、やっぱり地域にある人材を有効に生かしていくということが私は非常に大事じゃないかと思っております。すばらしい人材が社協におられて、町にはなかなか十分な人材がいなければ、平群町全体の中で考えたときにですね、やっぱり社会福祉協議会で担っていただくということが、総合的に考えれば、将来の高齢化を迎える平群町にとって一番いい方法じゃないかということで、社会福祉協議会へ地域包括支援センターを委託するという方向をいま打ち出しているということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議 長

繁田君。

○ 1 1 番

ちょっといまの答弁は。ええんですか、そんなこと言うて。社協にはすばらしい人材がいらっしゃいます、それはわかっています。だから、介護保険事業にしたかてね、これだけの事業やったはるし、地域福祉だって平群町の場合は、近隣の他市町に比べても非常によく頑張っってやってくれたはると思いますよ。それはすばらしい人材ですわ。だから、町民からの信頼も厚いし、介護保険事業だって、やっぱり社協ということで利用されている方、ずうっと利用されている方がいらっしゃるのそれを証左するものやと思うんですよ。ただね、ほんなら、町にじゃあ人材いないのかって言うたら、いはりますやん、平群町職員の中にも。平群町職員の中にもいらっしゃるそういう人材を活用できてないんですよ。活用しようとしんないのか知らんけど。ここでいま初めて言うんじゃありません、何度か言っています。役場の職員さんでも資格を持って、きちっとお仕事ができる人はいはりますよと、そういう方を何で登用しないんですかというのも言ってきました。忘れてはるかもしらんけど。

ですから、この問題については、私は理解できひんし、納得もできませんから、6月議会にもう1回質問しますから、ちゃんと役場の中で協議してください。平成27年4月1日に移行するというのは白紙に戻して、もう1回きちっと、投げかけられた問題、私だけじゃありません、ほかの議員も質問されています、投げかけられた問題についてきちっと協議検討をして、委託については取りやめるという結論を出していただきたいと思います。

以上の点を指摘して、一般質問は終わります。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

ちょっと一言。平群町の人材が優秀でないということ言ってるわけじゃないです。平群町にも優秀な人材がおりますけども、その他の福祉とか健康部門の仕事を抱えております。そういうことで、地域包括支援センターを担うだけの数がないということでございますので、その点だけはちょっとつけ加えさせていただきます。

○ 議 長

それでは、繁田君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)
散 会 (午後 0 時 4 6 分)